

第6期愛媛県障がい福祉計画及び
第2期愛媛県障がい児福祉計画
(令和3～5年度)



令和3年3月

表紙

令和2年度障がい者芸術文化祭

愛顔ひろがる えひめの障がい者アート展 特選

曾我部 林造さん

「里地里山に暮らす」

は じ め に

県では、障がい者施策の基本計画である「第5次愛媛県障がい者計画」と、同計画の実施計画である「愛媛県障がい福祉計画」および「愛媛県障がい児福祉計画」に基づき、誰もが障がいの有無にかかわらず互いに尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、障がい保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進しております。



令和元年度には、初の取組みとなる「障がい者芸術文化祭」を開催し、障がいのある方々が芸術文化活動の成果を披露する機会の確保を図ることで、障がいへの理解促進や障がい者の社会参加の推進につなげてきたほか、障がいのある方の地域生活を支援するため、市町と手をたずさえ、質の高い障害福祉サービスの提供や相談支援体制の強化等に努めているところです。

このような中、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行にともない、社会や経済に甚大な影響がおよび、これまで私たちが過ごしてきた当たり前の日常が一変し、新しい生活様式への対応が求められています。

また、障がいのある方々が身近な地域において必要な支援を受けられる体制づくり、障がい者の高齢化や障がいの重度化・多様化に応じたサービスの在り方、災害・感染症発生時における支援の継続など、新たな課題やニーズも生じており、こうした状況をふまえ、このたび、障害福祉サービス等に関する数値目標や必要見込み量を示した「第6期愛媛県障がい福祉計画」と「第2期愛媛県障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後とも、国や市町、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携の下、「オール愛媛」で、障害福祉サービス等の提供体制の充実に力を注いで参りたいと考えておりますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御助言をいただきました「愛媛県障がい者施策推進協議会」並びに「愛媛県障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

愛媛県知事 中村時広

目 次

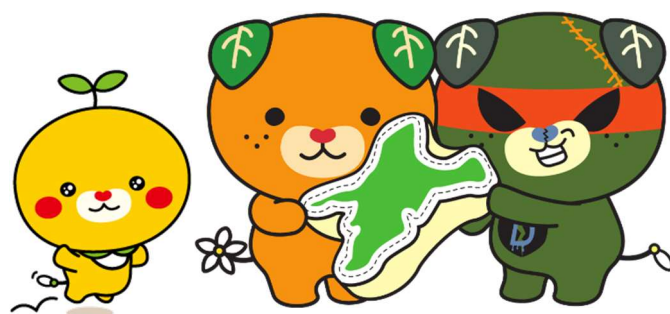
第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 障がい保健福祉圏域	
5 基本理念及び基本方針	
第2章 第5次愛媛県障がい者計画との施策体系	5
第3章 第5期愛媛県障がい福祉計画等の進捗状況	8
1 目標値に対する実績（進捗状況）	
2 障害福祉サービス等の実績	
3 地域生活支援事業等の実績	
4 障がい者スポーツ・文化芸術活動に関する事項	
第4章 令和5年度の目標値の設定	22
1 目標値の設定	
2 目標値達成に向けた取組み	
第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策	31
1 障害福祉サービス等の提供体制の整備	
2 障害福祉サービス等の必要見込量等	
3 障害福祉サービス等の必要量確保の方策	
4 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置	
第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項	46
1 地域生活支援事業等の実施	
2 地域生活支援事業等の種類及び量の見込み等	
3 見込量確保のための方策	
第7章 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項	53
1 障がい者スポーツの振興	
2 芸術文化活動の振興	

第8章 計画達成に向けての取組み及び達成状況の点検・評価等……………55

- 1 計画達成に向けての取組み
- 2 達成状況の点検・評価等

資料

- 愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例
- 愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱
- 障がい者手帳所持者数
- 障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系
- 相談支援体制
- 障害福祉サービス等の概要
- 地域生活支援事業等の概要
- 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要



第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成18年に施行された「障害者自立支援法」において、身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者を含め、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう抜本的な見直しが行われ、併せて、市町村及び都道府県には、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的として障害福祉計画の作成が義務付けられました。

また、平成25年に「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、地域社会における共生の実現が基本理念として掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充がなされ、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされました。

さらに、平成28年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者の地域生活や就労定着を支援するサービスの新設、医療的ケア児など多様化する障がい児への支援の充実、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等、支援の拡充が図られるとともに、市町村及び都道府県には、障害児通所支援等の提供体制の確保を目的として障害児福祉計画の作成が義務付けられました。

このため、県では、平成19年以降、3年ごとに第1期から第4期までの「愛媛県障害福祉計画」を策定し、現在は、平成30年3月に策定した「第5期愛媛県障がい福祉計画」（以下「第5期計画」という。）と、「第1期愛媛県障がい児福祉計画」（以下「第1期児計画」という。）に基づき、市町と連携して、施策を推進しています。

障がい者の高齢化や障がいの重度化・多様化等に加え、災害や感染症発生時の支援体制の継続など、新たな課題やニーズへの対応が迫られる中、今回策定する「第6期愛媛県障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）と、「第2期愛媛県障がい児福祉計画」（以下「第2期児計画」という。）は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。））に即し、本県における計画の進捗状況や実情、課題、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者総合支援法」第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」として、市町障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、「障害者基本法」第11条第2項に基づく「第5次愛媛県障がい者計画」の実施計画として位置付けるものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じた改定を行うなど柔軟に対応します。

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
障がい者計画	← 第4次					← 第5次					
障がい福祉計画	← 第4期			← 第5期			← 第6期			→	
障がい児福祉計画				← 第1期			← 第2期				

4 障がい保健福祉圏域

前計画を継承するとともに、その他の医療、保健、福祉に関する計画との整合性を図るため、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域の6圏域とします。

圏域名	市町名	人口
宇摩圏域	四国中央市	86,406人
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市	227,931人
今治圏域	今治市、上島町	165,147人
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	641,422人
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	138,638人
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	109,587人
合計		1,369,131人

(住民基本台帳人口：令和2年1月1日)

5 基本理念及び基本方針

本計画は、「第5次愛媛県障がい者計画」を踏まえ、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図ることを基本理念とし、次の5つの基本方針により、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(1) 相談支援体制の整備・強化

障がい者（児）やその家族が適切な相談支援を受け、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、サービス等利用計画等を作成する相談支援専門員の資質向上や、障がい当事者として相談や助言を行うピアサポーター等の養成に取り組むとともに、県障がい者自立支援協議会の仕組みを活用して、市町や各種相談支援機関と連携しながら、相談支援体制の整備・強化に努めます。

(2) 障害福祉サービス等提供体制の充実

障がい者（児）の地域生活を支援するため、必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、適切な情報提供に努めるとともに、県内各地域間や障がい者（児）間でサービス提供に格差が生じないよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(3) 入所施設等から地域生活への移行促進等

施設入所者や退院可能な精神障がい者が地域生活に移行し、定着できるよう、相談支援体制の充実や共同生活援助（グループホーム）等の整備促進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等一般住宅への入居支援等による地域における障がい者の居住の場の確保等に努めるとともに、障がい者の地域生活を多面的に支える地域生活支援拠点の整備促進等、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

併せて、障がい者の地域移行や社会参加を進めるため、地域における障がい及び障がい者理解の促進に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進等

就労意欲と能力のある障がい者が、一人でも多く福祉施設から一般就労へ移行し、定着することができるよう、必要な就労移行支援事業や就労定着支援事業等の充実を図るとともに、就労支援について、障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関が連携して取り組みます。

(5) 障がい児への切れ目のない支援体制の整備

障がいの早期発見及び適切な支援の提供が身近な地域で円滑に行われるよう、成長の各段階に応じて、医療や保健、福祉、保育、教育、就労支援等関係機関の連携

を強化し、障がい児の健やかな成長と生活を支える体制づくりに努めます。

さらに、障がい児が必要な専門的支援を受けることで、障がいの有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 第5次愛媛県障がい者計画との施策体系

「第5次愛媛県障がい者計画」における基本理念では、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指し、次の4つの基本方針と11の分野別施策を掲げ、本県における障がい者施策の一層の推進を図ることとしています。

実施計画として位置付ける第6期計画及び第2期見直し計画において、障害福祉サービス等について数値目標を掲げ、積極的かつ総合的な施策の展開を図ります。

【第5次愛媛県障がい者計画における基本方針】

- 1 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援
- 2 障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進
- 3 バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上
- 4 分野横断的な障がい者施策の推進

第5次愛媛県障がい者計画における
分野別施策の具体的方策

第6期計画及び第2期見直し計画における
数値目標等

- 目標値
- 障害福祉サービス等
- ◇ 地域生活支援事業等

1 地域生活の支援

- 1 意思決定支援の推進
- 2 相談支援体制の強化
- 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- 4 障がい児支援の充実
- 5 福祉用具の普及促進と利用支援
- 6 障害福祉サービスの質の向上等

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 相談支援
- 障害児通所支援
- 障害児入所支援
- 障害児相談支援
- 発達障がい者等に対する支援
- 医療的ケア児に対する支援（コーディネーター配置）
- ◇ 発達障がい者支援センター運営事業
- ◇ 障がい児（者）療育支援事業
- ◇ 高次脳機能障害支援普及事業
- ◇ 障がい者相談支援体制整備推進事業
- ◇ 県障がい者自立支援協議会
- ◇ 精神障害者地域生活支援広域調整事業
(地域生活支援広域調整会議等事業、地域移行・地域生活支援事業)
- ◇ オストメイト社会適応訓練事業
- ◇ 音声機能障がい者発声訓練事業
- ◇ 視覚障がい者専門指導事業
- ◇ 聴覚言語障がい者専門指導事業
- ◇ 視覚障がい者生活訓練事業
- ◇ 難聴者相談訓練事業
- ◇ 県障がい者社会参加推進センター運営事業
- ◇ 精神障がい者家族研修事業
- ◇ 身体障害者補助犬給付事業

2 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

- 1 行政情報のアクセシビリティの向上
- 2 意思疎通支援の充実

- ◇手話通訳者養成研修事業
- ◇要約筆記者養成研修事業
- ◇盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業
- ◇失語症向け意思疎通支援者養成研修事業
- ◇意思疎通支援者派遣事業
- ◇手話通訳者指導者養成事業
- ◇手話通訳者設置事業
- ◇盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業
- ◇字幕入り映像ライブラリー事業
- ◇点字広報等発行事業
- ◇点字即時情報ネットワーク事業
- ◇障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業
- ◇奉仕員養成研修事業（点訳・音訳）
- ◇意思疎通支援従事者資質向上特別支援事業
- ◇視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業

3 保健・医療対策の充実

- 1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防
- 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供
- 3 精神保健・医療施策の充実
- 4 難病等に関する施策の充実
- 5 高次脳機能障害に関する施策の充実

4 特別支援教育の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実
- 2 教育環境の整備・充実

5 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援
- 3 障がい者雇用の促進
- 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保
- 6 福祉的就労の底上げ

- 福祉施設から一般就労へ移行等
- 日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援）
- ◇障害者就業・生活支援センター事業

6 福祉を支えるひとづくり

- 1 専門職員の養成・確保
- 2 ボランティアの育成援助
- 3 研修体制の充実

- ◇障害支援区分認定調査員等研修事業
- ◇相談支援従事者研修事業
- ◇サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業
- ◇居宅介護従業者等養成研修事業
- ◇身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業
- ◇音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業
- ◇医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業
- ◇強度行動障がい支援者養成研修事業
- ◇精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業
- ◇ピアサポーター養成（スキルアップ）研修事業

7 安全・安心な生活環境の整備

- 1 公共的施設と住宅の整備・改善
- 2 移動・交通対策の推進
- 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発

8 防災・防犯対策の推進

- 1 防災対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

9 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進
- 2 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

◇障がい者虐待防止対策事業

10 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- 1 芸術文化活動の推進
- 2 スポーツ等の振興
- 3 生涯を通じた多様な学習活動の推進

◇県障がい者スポーツ大会開催事業
◇障がい者スポーツ講習事業
◇障がい者スポーツ指導員養成事業
◇芸術・文化講座開催等事業
(視覚障がい者文化祭・一般教養講座)
◇パラトップアスリート及び次世代パラアスリート支援者数(補助)
◇障がい者スポーツサポートバンク登録者数
◇障がい者芸術文化祭(ステージ発表等)への出演者数
◇障がい者芸術文化祭(アート展)への出展数

11 国際交流の推進

- 1 障がい者の国際交流の推進
- 2 地域に住む外国人との交流の促進等

第3章 第5期愛媛県障がい福祉計画等の進捗状況

1 目標値に対する実績（進捗状況）

（1）施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	進捗状況（元年度末）
地域生活移行者数	189人（9.2%）	36人（1.8%）
施設入所者の減少数	53人減（2.6%）	40人減（2.0%）

※平成28年度末の施設入所者数2,049人を基準とし設定。令和元年度末の施設入所者は2,009人

※第5期計画では医療型障害児入所施設に入所する加齢児を加味して、施設入所者数を設定していましたが、目標値に馴染まないことから、第6期計画では加味していないため、各計画の施設入所者数に誤差が生じています。

【現状・評価】

- ・地域生活移行者数は、第1期から第3期計画期間中の523人（58.1人/年）と比べ、第4期計画期間中は42人（14人/年）、第5期計画の進捗状況は36人となっており、近年は減少傾向にあり、地域移行は停滞状態にあります。
- ・施設入所者の多くが、地域移行が難しい重度の障がいのある方、又は65歳以上の高齢の方で、障がいの重度化や高齢化が課題となっています。
- ・前計画から継続し、地域の受け皿となるグループホーム（日中サービス支援型等）の整備補助、適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員の養成等を実施しています。
- ・引き続き、重度化・高齢化に対応するため、地域における受け皿の整備や障害福祉サービスの充実等、在宅での支援の強化が必要です。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①県、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

県及び全圏域に設置

②精神病床における1年以上長期入院患者数の設定

項目	目標値	進捗状況※ （元.6.30）
2年度末の精神病床における 1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,349人
	65歳未満	788人
		1,485人
		816人

※「精神保健福祉資料（630調査）令和元年度」

③精神病床における退院率

項目	参考値 (H27.6.30)	目標値	直近実績値※ (29年度)
入院後3ヶ月時点の退院率	57.5%	69%以上	62.8%
入院後6ヶ月時点の退院率	84.6%	85%以上	81.6%
入院後1年時点の退院率	92.9%	93%以上	88.8%

※「精神保健福祉資料（NDB）平成29年度」

【現状・評価】

- ・ 県、圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置しています。
- ・ 直近実績では、長期入院患者数、退院率ともに目標値を達成していない状況です。
- ・ 平成30年度以降は、松山圏域を地域包括ケアシステムの構築を目指すモデル圏域として、関係機関の連携強化や支援を充実させるとともに、精神障がいのある方の特性や支援方法を取得するための研修を実施しており、引き続き、関係機関との連携強化や支援の充実が必要です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数の増

(目標) 平成28年度の一般就労移行者数168人の1.12倍

項目	目標値	進捗状況(元年度)
一般就労移行者数	188人(1.12倍)	184人(1.10倍)

○活動指標

項目	設定値 (2年度)	進捗状況 (元年度)
職業訓練の受講者数	34人	22人
福祉施設から公共職業安定所(ハローワーク)への誘導者数	135人	160人
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所(ハローワーク)における支援者数	55人	36人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	142人	130人

②就労移行支援事業利用者数の増

(目標) 平成28年度末の利用者数267人の25.8%増

項目	目標値	進捗状況(元年度)
就労移行支援事業利用者	336人	216人(19.1%減)

③一般就労への移行率が高い就労移行支援事業所の増

項目	目標値	進捗状況（元年度）
就労移行率 3 割以上の事業所の割合	50%	58.6%

④就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率

項目	目標値（元年度）	実績値（元年度）	目標値（2 年度）
職場定着率	82.1%	67.4%	85.1%

【現状・評価】

- ・一般就労への移行者数は増加しており、また、県内企業における障害者雇用率は、令和 2 年 6 月時点 2.29%（過去最高）と、法定雇用率を達成しています。
- ・就労移行支援事業利用者数は目標値を下回っている状況です。
- ・平成 30 年 4 月から創設された就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率は、令和元年度は目標値を下回っている状況です。
- ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等を活用した就業面、生活面における相談支援や、関係機関との連携による雇用前から職場定着までの一貫した支援の実施が必要です。

（4）地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	整備済（元年度）
地域生活支援拠点の整備	20 市町（圏域含）	2 市

【現状・評価】

- ・第 4 期計画からの継続目標であり、令和元年度までに 2 市が設置、令和 2 年度末までに 6 市町が設置する予定です。
- ・全国では、令和 2 年 4 月現在で、1,741 市町村のうち、469 市町村（圏域設置を含む）が設置しています。
- ・社会資源の偏在や不足、他市町との連携が課題となっています。
- ・整備促進のため、平成 31 年 2 月には、厚生労働省と共催し、市町や拠点等関係者を対象とする研修会を開催しましたが、引き続き、情報提供や連絡会議の開催等の後方支援が必要です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標値	進捗状況 (元年度)
児童発達支援センターの設置	20 市町 (圏域含)	4 市
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	20 市町	8 市町

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	進捗状況 (元年度)
児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域含)	9 市町
放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域含)	8 市町

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (平成 30 年度末)

県、2 圏域、19 市町において設置

【現状・評価】

- ・令和 2 年度末までに、児童発達支援センターは 5 市町、保育所等訪問支援に係る体制は 4 市町において、整備 (確保) される予定です。
- ・令和元年度までの進捗状況は十分ではなく、全国的にも体制整備は進んでいない状況です。
- ・各市町又は各圏域において、状況の把握、分析を行った上での体制整備への支援が必要です。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は概ね設置が進んでおり、今後は協議の場の充実が必要となっています。

2 障害福祉サービス等の実績

(1) 障害福祉サービス等の実績【県全域1ヶ月分】

サービス種別	30年度		元年度		2年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
【訪問系サービス】							
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間分	74,151	77,057	75,381	78,260	76,836	78,288
	人分	3,128	3,153	3,206	3,221	3,285	3,138
【日中活動系サービス】							
生活介護	人日分	74,837	72,532	75,838	75,681	77,060	75,089
	人分	3,789	3,856	3,831	3,846	3,874	3,834
自立訓練 (機能訓練)	人日分	521	409	542	229	546	271
	人分	36	24	38	14	39	16
自立訓練 (生活訓練)	人日分	2,151	1,118	2,321	1,274	2,608	1,564
	人分	129	92	144	104	162	116
就労移行支援	人日分	5,229	3,535	5,682	3,659	6,207	3,678
	人分	285	212	310	216	336	225
就労継続支援 (A型)	人日分	27,882	28,568	29,459	29,159	30,952	28,055
	人分	1,419	1,464	1,497	1,478	1,573	1,449
就労継続支援 (B型)	人日分	57,045	58,963	60,124	62,689	63,266	62,896
	人分	3,370	3,555	3,552	3,788	3,743	3,810
就労定着支援	人分	59	53	80	83	105	84
療養介護	人分	284	272	284	260	285	263
短期入所	人日分	4,459	4,363	4,891	4,048	5,347	3,623
	人分	673	651	722	628	768	493
【居住系サービス】							
自立生活援助	人分	145	6	154	3	167	3
共同生活援助	人分	1,204	1,213	1,236	1,300	1,289	1,377
施設入所支援	人分	2,105	2,128	2,091	2,104	2,088	2,095
【相談支援】							
計画相談支援	人分	2,084	2,566	2,260	2,955	2,451	3,202
地域移行支援	人分	54	30	59	27	66	26
地域定着支援	人分	105	75	113	76	126	79

※実績は各市町の実績を積み上げたもの

(2) 障害児通所支援等の実績【県全域1ヶ月分】

サービス種別	30年度		元年度		2年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
【障害児通所支援】							
児童発達支援	人日分	10,521	10,025	10,995	10,892	11,457	10,362
	人分	1,345	1,513	1,392	1,598	1,440	1,423
医療型 児童発達支援	人日分	24	0	24	0	29	0
	人分	3	0	3	0	4	0
放課後等 デイサービス	人日分	23,576	24,729	25,973	28,195	28,257	31,307
	人分	2,784	2,464	3,065	2,704	3,369	2,927
保育所等訪問 支援	人日分	88	26	102	33	137	43
	人分	42	20	46	29	60	36
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	298	0	302	1	325	1
	人分	38	0	39	1	44	1
【障害児入所支援】							
福祉型 障害児入所施設	人分	53	62	61	59	61	59
医療型障害児入所 施設/指定発達支 援医療機関	人分	36	46	37	51	37	44
【障害児相談支援】							
障害児相談支援	人分	519	566	563	693	606	817
【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】							
コーディネーター の配置人数	人	9	28	11	48	15	49

※実績は各市町の実績を積み上げたもの

(3) 発達障がい者等に対する支援の実績

項目		30年度		元年度	
		計画	実績	計画	実績
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	2	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	4,000	2,936	3,800	2,481
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	120	69	125	103
地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	80	113	80	56
発達障がい者支援センター及び地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	44	57	44	50

(4) 第5期計画及び第1期見込み計画における見込量を下回った主な原因等

見込量を下回った主なサービスは、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、地域移行支援、保育所等訪問支援など、第4期計画と同様のサービスとなっており、主な原因としては、もともと利用者数が少ないサービスであることに加え、利用期間に定めがあるため、別のサービスを利用したこと、代替サービスを利用したこと、制度の周知が不十分であったことなどが考えられます。

また、平成30年度から創設された就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援は新しいサービスのため、第5期計画策定時に必要数を見込むことが困難だったと考えられます。

県計画における障害福祉サービス等見込量については、広域的な見地から定める必要があるため、各市町が策定する市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の見込量の積上げを基本として設定していますが、引き続き、障がい福祉施策の動向や地域社会の実情等を踏まえるとともに、市町と連携し、サービスの利用状況やニーズ把握等を行い、適切に見込量を設定する必要があります。

発達障がい者等に対する支援では、平成29年度に策定した「愛媛県発達障がい者支援指針」に基づき、関係機関が連携し地域課題を共有するとともに、ライフステージを通じて切れ目なく、家族を含め、地域の身近な場所で受けられる総合的かつ重層的な支援体制の整備に取り組んでおり、支援拠点である県発達障がい者支援センター及び東・中・南予に配置した地域支援マネジャーによる相談支援や関係機関に対する助言等を行うほか、指導者や保護者への相談支援を行うペアレント・メンターの養成等に加え、地域の医療機関ネットワーク構築等による早期発見・支援体制の強化を図っています。

3 地域生活支援事業等の実績

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名		30年度		元年度	
		実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 発達障がい者支援センター運営事業	見込	1	900	1	850
	実績	1	657	1	690
2 障がい児（者）療育支援事業	見込	13	/	13	/
	実績	14	/	14	/
3 障害者就業・生活支援センター事業	見込	6	4,300	6	4,600
	実績	6	3,940	6	4,391
4 高次脳機能障害支援普及事業	見込	7	5,400	7	5,400
	実績	7	4,128	7	4,015

《実施内容》

- 1：発達障がい者支援センター運営事業
県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）において実施
- 2：障がい児（者）療育支援事業
県立子ども療育センター及び社会福祉法人等に委託して実施
- 3：障害者就業・生活支援センター事業
障がい保健福祉圏域ごとに、社会福祉法人等に委託して実施
 - ・宇摩圏域：障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA
 - ・新居浜・西条圏域：障がい者就業・生活支援センター エール
 - ・今治圏域：障害者就業・生活支援センター あみ
 - ・松山圏域：えひめ障がい者就業・生活支援センター
 - ・八幡浜・大洲圏域：障がい者就業・生活支援センター ねっとwork ジョイ
 - ・宇和島圏域：南予圏域障害者就業・生活支援センター きら
- 4：高次脳機能障害支援普及事業
松山リハビリテーション病院を支援拠点機関とするとともに、障がい保健福祉圏域ごとに、相談支援協力機関を設置して実施

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

事業名		30年度		元年度	
		実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	見込	2	50	2	50
	実績	2	27	3	33
2 要約筆記者養成研修事業	見込	1	20	1	20
	実績	1	10	1	8
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	見込	1	15	1	15
	実績	1	13	1	10
4 意思疎通支援者派遣事業	見込	32	/	32	/
	実績	39	/	26	/
5 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	見込	11	/	11	/
	実績	11	/	9	/

(3) 広域的な支援事業

事業名		30年度		元年度	
		実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障がい者相談支援体制整備推進事業（アドバイザー-派遣人数）	見込	/	20	/	20
	実績	/	2	/	6
2 県障がい者自立支援協議会（開催の有無）	見込	有		有	
	実績	有（2回）		有（2回）	
ア 精神障がい者家族研修事業	見込	1	100	1	100
	実績	1	88	1	62
イ 精神保健福祉関係者等研修事業	見込	3	100	3	100
	実績	4	40	4	58
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業（運営委員会開催数）	見込	2	/	2	/
	実績	2	/	1	/

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名		30年度		元年度	
		実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	見込	3	130	3	130
	実績	3	79	3	80
(1) 障害支援区分認定調査員研修	見込	1	70	1	70
	実績	1	53	1	51
(2) 市町審査会委員研修	見込	1	30	1	30
	実績	1	18	1	26
(3) 主治医研修	見込	1	30	1	30
	実績	1	8	1	3
2 相談支援従事者研修事業	見込	5	320	5	320
	実績	6	350	5	348
(1) 初任者研修	見込	2	180	2	180
	実績	2	160	2	170
(2) 現任研修	見込	1	60	1	60
	実績	2	140	2	136
(3) 専門コース別研修	見込	1	50	1	50
	実績	1	28	0	0
(4) スキルアップ研修 ※一部内容変更の上実施	見込	1	30	1	30
	実績	1	22	1	42
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	見込	2	300	2	300
	実績	2	380	6	459
4 居宅介護従業者等養成研修事業	見込	22	200	22	200
	実績	108	1,040	143	1,022
5 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	見込	1	46	1	46
	実績	1	49	1	41
6 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	見込	1	20	1	20
	実績	1	18	1	20
7 手話通訳者指導者養成事業	見込	1	2	1	2
	実績	1	2	1	1

8 医療的ケア児等支援者・ コーディネーター 養成研修事業	見込	1	100	1	100	
	実績	1	98	1	102	
9 強度行動障がい支援者養成 研修事業	見込	4	200	4	200	
	実績	6	375	2	268	
	(1)基礎研修	見込	2	120	2	120
		実績	3	226	1	145
	(2)実践研修	見込	2	80	2	80
		実績	3	149	1	123
10 かかりつけ医等発達障がい 対応力向上研修事業	見込	2	100	2	100	
	実績	2	155	1	32	
11 発達障がい者家族支援体制 整備事業 (ペアレント・メンター養成講座)	見込	3	18	3	18	
	実績	3	16	3	16	
12 障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護研修)	見込	1	150	1	150	
	実績	1	157	1	215	

(5) その他の事業

事業名	30年度		元年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 日常生活支援				
(1)オストメイト社会 適応訓練事業	見込	4 30	4 30	
	実績	4 26	3 15	
(2)音声機能障がい者 発声訓練事業	見込	40 350	40 350	
	実績	40 372	37 369	
(3)その他の生活訓練等事業	見込	12 3,305	12 3,305	
	実績	13 3,142	13 2,810	
ア 視覚障がい者専門 指導事業	見込	3 2,400	3 2,400	
	実績	3 1,893	3 1,876	
イ 聴覚言語障がい者 専門指導事業	見込	3 800	3 800	
	実績	3 1,126	3 807	
ウ 視覚障がい者生活訓練 事業	見込	3 15	3 15	
	実績	3 18	3 12	
在宅視覚障がい者 点字講習事業	見込	1 5	1 5	
	実績	1 5	1 3	

	視覚障がい者 家庭生活訓練事業	見込	1	5	1	5
		実績	1	3	1	2
	中途視覚障がい者 歩行訓練事業	見込	1	5	1	5
		実績	1	10	1	7
I	難聴者相談訓練事業	見込	3	90	3	90
		実績	4	105	4	115
2 社会参加支援						
(1)	手話通訳者設置事業	見込	1	600	1	600
		実績	1	395	1	319
(2)	字幕入り映像 ライブラリー事業	見込	1	80	1	80
		実績	1	22	1	19
(3)	点字広報等発行事業	見込	1	500	1	500
		実績	1	420	1	400
(4)	点字即時情報 ネットワーク事業	見込	1	60	1	60
		実績	1	51	1	50
(5)	障がい者パソコン ボランティア養成・ 派遣事業	見込	1	60	1	60
		実績	1	51	1	46
(6)	県障がい者社会参加推進 センター運営事業	見込	1		1	
		実績	1		1	
(7)	身体障害者補助犬給付 事業	見込	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1
(8)	奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	見込	2	50	2	50
		実績	2	23	2	37
(9)	スポーツ・レクリエーシ ョン教室開催等事業	見込	20	2,705	20	2,805
		実績	21	2,326	21	2,353
ア	県障がい者スポーツ 大会開催事業	見込	4	2,300	4	2,400
		実績	4	1,914	4	1,891
イ	障がい者スポーツ 講習事業	見込	15	375	15	375
		実績	16	356	16	421
ウ	障がい者スポーツ指導員 養成事業	見込	1	30	1	30
		実績	1	56	1	41

(10)芸術・文化講座開催等 事業（視覚障がい者文化祭・ 一般教養講座）	見込	15	600	15	600
	実績	6	428	6	362

(6) 特別支援事業

事業名		30年度		元年度	
		実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 意思疎通支援従事者資質向上 特別支援事業	見込	1	1	1	1
	実績	1	0	1	1
2 視覚障害者移動支援事業従事者 資質向上特別支援事業	見込	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1

4 障がい者スポーツ・文化芸術活動に関する事項

(1) 障がい者スポーツの振興

事業名		30年度		元年度	
		実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 パラトップアスリート 及び次世代パラアスリート 支援者数（補助）	見込	/	20	/	20
	実績	/	17	/	17
2 障がい者スポーツサポート バンク登録者数	見込	/	200	/	220
	実績	/	215	/	312
3 スポーツ・レクリエーショ ン教室開催等事業【再掲】	見込	20	2,705	20	2,805
	実績	21	2,326	21	2,353
(1)県障がい者スポーツ大会開催 事業	見込	4	2,300	4	2,400
	実績	4	1,914	4	1,891
(2)障がい者スポーツ講習事業	見込	15	375	15	375
	実績	16	356	16	421
(3)障がい者スポーツ指導員養成 事業	見込	1	30	1	30
	実績	1	56	1	41

(2) 文化芸術活動の振興

事業名		30年度		元年度	
		実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 愛顔ひろがる障がい者アート展 ※	見込	1	250	1	250
	実績	1	260	1	274
2 芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般教養 講座)【再掲】	見込	15	600	15	600
	実績	6	428	6	362

※実利用者数欄は、展示作品数を記載しています。

第4章 令和5年度の目標値の設定

1 目標値の設定

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、次のとおり目標値を設定します。

なお、県計画は、第5期計画及び第1期児計画の進捗状況等を踏まえるとともに、厚生労働省が社会保障審議会障害者部会での議論等を踏まえて定めた指針に即し、広域的見地から、市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の目標値等を基に適切に設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数 2,009 人を基準として、令和5年度末までに4.4%の障がい者が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点で1.9%の施設入所者の減少を図ります。

項目	目標値	国指針
地域生活移行者数	88人(4.4%)	6%以上
施設入所者の減少数	38人(1.9%削減)	1.6%以上削減

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活移行者数については、市町において、第5期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して目標値を設定しており、県計画の目標値として積上げた結果、国指針を下回る数値となっています。

なお、国指針に基づき、施設入所者及び地域生活移行者には、障害児入所施設における18歳以上の障がい者（いわゆる「加齢児」）は含めていません。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日とします。

項目	目標値	国指針	実績(H28.3)
平均生活日数	316日	316日以上	308日

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

(厚生労働科学研究における研究班により算出された数値)

②精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定します。

項目		目標値	国指針
精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,170人	計算式により算定
	65歳未満	638人	

【設定に当たっての考え方】

国指針に示された計算式に基づき設定します。

③精神病床における退院率

令和5年度における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率について目標値を設定します。

項目	目標値	国指針	29年度
入院後3ヶ月時点の退院率	69%以上	69%以上	62.8%
入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上	86%以上	81.6%
入院後1年時点の退院率	92%以上	92%以上	88.8%

【設定に当たっての考え方】

「精神保健福祉資料(NDB)」を参考として、国指針を基本として設定します。

○活動指標

精神障がい者の利用者数

項目	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	43人	46人	52人
地域定着支援	93人	98人	105人
共同生活援助(グループホーム)	310人	335人	364人
自立生活援助	12人	15人	19人

※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

なお、このほか、市町障がい福祉計画においては、保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する活動指標等が、新たに追加されています。

(3) 福祉施設から一般就労へ移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

①福祉施設から一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労移行者数を基準とし、令和5年度における福祉施設からの一般就労移行者数を設定するとともに、就労移行支援事業等の各事業における移行者数を設定します。

項目	目標値	元年度 (基準値)	国指針
一般就労移行者数	234人 (1.27倍)	184人	1.27倍以上
就労移行支援	83人 (1.30倍)	64人	1.30倍以上
就労継続支援A型	76人 (1.26倍)	60人	1.26倍以上
就労継続支援B型	68人 (1.23倍)	55人	1.23倍以上

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標

令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、活動指標を設定します。

項目	数値	割合※
職業訓練の受講者数	34人	14.5%
福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク）への誘導者数	147人	62.8%
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所（ハローワーク）における支援者数	53人	22.6%
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	139人	59.4%

※令和5年度一般就労移行者数（目標値）に対する割合

②就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合

令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

なお、就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合とします。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの間、各市町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を設置し、確保するとともに、機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
地域生活支援拠点等の整備状況	20 市町 (圏域設置含む)	各市町又は圏域に 少なくとも1つ	2市 (元年度)

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活支援拠点等

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える体制。
- ・必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備え、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に少なくとも1箇所以上設置するとともに、全ての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
児童発達支援センターの設置	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	4 市 (元年度)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	20 市町	全ての市町	8 市町 (元年度)

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、本県の支援の見直しを含め検討を行い、体制の確保に努めます。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	9 市町 (元年度)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上（困難な場合は圏域での設置）	8 市町 (元年度)

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、県、各市町又は圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値、国指針を基本として設定します。

児童発達支援センター

・施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある（疑いも含む）子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

重症心身障がい児

・重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。

医療的ケア児

・日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児のことをいいます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保できるよう、各市町等が行う以下の取組みについて支援します。

【具体的な取組み】

- 総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援体制の強化
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組み

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

○活動指標

項目	3年度	4年度	5年度
指導監査結果の関係市町との共有	3回	3回	3回

2 目標値達成に向けた取組み

(1) 地域における相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等の種類や量（事業所数）が徐々に充実する中、個々の障がい者（児）等の多様なニーズにあった適切なサービス利用を促進し、安心して地域での暮らしを継続するために、相談支援の役割はますます重要になっています。

市町においては、障がい者（児）等への支援体制の整備を図るため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等の関係者により構成する市町障がい者自立支援協議会等が、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関のネットワーク構築や地域の社会資源の拡充などの機能を果たすとともに、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援や権利擁護等の役割を担う基幹相談支援センターの設置が求められているところです。

このため、県では、県障がい者自立支援協議会において、市町における相談支援体制の状況把握に努め、市町等に相談支援に関するアドバイザーを派遣するほか、地域の中核として活躍できる主任相談支援専門員を養成するなど、平成 31 年 3 月に作成した「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、市町（地域）、事業所等がそれぞれの役割を担い、連携して、日常的に地域で人材育成ができる相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場（県精神障がい者地域移行支援協議会）において、情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件整備により退院可能な精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者等と連携を図りながら、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。

具体的には、精神障がい者地域移行支援事業により、障がい保健福祉圏域ごとにピアサポーターを配置し、一般相談支援事業者が実施する地域移行支援・地域定着支援に係るサービスについて、精神障がい当事者の立場から情報提供を行い、退院を促すとともに、県精神障がい者地域移行支援協議会を開催し、事業全体の評価検討及び計画策定を行い、県全体の支援体制との連携を図り、事業実施主体への助言等を行います。

(3) 地域生活への移行支援

障がい者が日常生活上の相談支援等を受けながら地域で自立した生活を送るため、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知に努めるとともに、多様なサービスを提供できるよう、市町や関係機関等と連携し、広く情報提供を行うことなどにより事業者の参入を促進し、地域の受け皿となるグループホーム等の必要な社会資源の確保に努めます。

また、障がい者等の公営住宅等の公的賃貸住宅における優先入居等の支援や、民

間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づく居住支援協議会において、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。

（４）労働施策と連携した就労支援の充実

県内の圏域ごとに設置した障害者就業・生活支援センターを中心として開催する就労支援関係機関連絡会議等を通して、雇用、保健福祉及び教育等に関わる関係機関が連携し、課題の解決や就労支援施策の効果的な実施方策を検討するなど、障がい者の総合的な就労支援体制を整備するとともに、障害者就業・生活支援センターを核とした関係機関のネットワークの下、身近な地域で就労面と生活面の一体的な支援を行います。

また、愛媛労働局や愛媛障害者職業センターが実施する障害者トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者）等の制度を周知するとともに、障がい者と企業のマッチングや障がい者雇用企業への見学会、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進や障がい者の就労を支援しています。

このほか、産業技術専門学校において、障がい者を対象として、その特性に応じた職業訓練を実施するなど、障がい者の就労に繋げる支援体制の整備を図っています。

なお、県では、令和元年度から、常時勤務による就労が困難な障がい者を最長３年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する「えひめチャレンジオフィス」を通じて、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援しています。

（５）一般就労への移行が困難な人に対する支援及び工賃向上に向けた取組み

障がいの状態等により一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保するため、農福連携による農業分野等での就労促進に努めるとともに、就労継続支援事業等の充実に努めます。また、利用者の就労意欲の向上や障害者就労施設等の利用促進を図るため、「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づき、商品開発、共同受注窓口の体制強化による受注増加や販路拡大等に取り組むとともに、「障害者優先調達推進法に基づく愛媛県調達方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、工賃向上に向けて各種事業を実施します。

（６）障がい児の支援体制の整備

障がい児の支援にあたっては、障がい福祉担当課と子育て支援担当課の連携による就学前の児童への支援を充実させ、地域の障がい児支援の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター等の整備を推進するほか、重症心身障がい児等ができるだけ身近な地域で児童発達支援等の障害児通所支援等が利用できるよう、事業所の参入を促進するなど、市町と連携し社会資源の確保に努めます。

また、近年増加している医療的ケア児の支援を強化するため、医療、保健、福祉、教育等多分野の連携を進めるとともに、医療的ケア児支援の総合的な調整役を担う

コーディネーターや一定の知識を身に付けた支援者等の養成に取り組み、各地域や事業所等への配置を推進します。

このほか、文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み及び必要量確保の方策

1 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量については、各市町において、現在のサービス等の利用状況や第5期計画及び第1期見込計画期間中の実績やサービス利用者の意向、福祉施設や事業者の今後の新規指定見込み等を基に推計した必要見込量を各圏域及び県全域で積み上げたものです。また、障害福祉サービスについては、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）についても勘案しています。

今後とも、障害福祉サービス及び障害児通所支援等について、必要量を確保するとともに、県内各地域間における格差が生じないように提供基盤の整備を進めるほか、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事前の備えや発生時におけるサービス提供の継続など、新たな課題やニーズへの対策に取り組みます。

○地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

令和5年度末の精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	774人 (内訳) 65歳以上：442人 65歳未満：332人
--	---------------------------------------

※地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神科病院における長期入院患者のうち、精神障がいのある人を支える地域の医療、保健、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。

平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。

2 障害福祉サービス等の必要見込量等

(1) 障害福祉サービス等【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】

サービス種別		2年度 (実績)	3年度	4年度	5年度
【訪問系サービス】					
合計	時間分	78,288	83,093	84,866	86,653
	人分	3,138	3,275	3,324	3,376
居宅介護	時間分	41,202	41,142	41,894	42,269
	人分	2,501	2,560	2,597	2,638
重度訪問介護	時間分	26,198	27,993	28,979	30,003
	人分	80	84	86	88
同行援護	時間分	10,332	13,167	13,178	13,538
	人分	498	565	570	575
行動援護	時間分	556	731	755	783
	人分	59	65	70	74
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	60	60
	人分	0	1	1	1

【日中活動系サービス】					
生活介護	人日分	75,089	77,498	78,063	78,822
	人分	3,834	3,908	3,942	3,971
自立訓練（機能訓練）	人日分	271	428	430	430
	人分	16	24	24	24
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,564	1,789	1,888	1,998
	人分	116	127	134	142
就労移行支援	人日分	3,678	4,396	4,725	5,085
	人分	225	257	278	300
就労継続支援（A型）	人日分	28,055	29,951	30,342	30,646
	人分	1,449	1,507	1,522	1,542
就労継続支援（B型）	人日分	62,896	68,229	71,302	74,040
	人分	3,810	4,059	4,242	4,411
就労定着支援	人分	84	116	156	202
療養介護	人分	263	274	274	274
短期入所（福祉型）	人日分	3,366	3,931	4,034	4,147
	人分	446	592	608	629
短期入所（医療型）	人日分	257	362	365	367
	人分	47	59	60	61
【居住系サービス】					
自立生活援助	人分	3	19	22	27
共同生活援助	人分	1,377	1,472	1,562	1,644
施設入所支援	人分	2,095	2,088	2,077	2,067
【相談支援】					
計画相談支援	人分	3,202	3,455	3,657	3,856
地域移行支援	人分	26	47	51	58
地域定着支援	人分	79	108	111	118

※単位は次のとおりです。

時間分：月間サービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人分：月間の利用人数

※障害者総合支援法に基づき障がい者施策の対象となる障害児入所施設における18歳以上の障がい者（いわゆる「加齢児」）に係るサービスも含め、必要量を見込んでいます。

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

①訪問系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

〔訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	3,138	78,288	3,275	83,093	3,324	84,866	3,376	86,653
宇摩圏	168	2,398	190	2,765	205	2,953	221	3,146
新居浜・西条圏	471	9,338	483	9,865	489	9,981	495	10,102
今治圏	421	7,224	424	7,801	427	7,932	433	8,026
松山圏	1,586	51,493	1,669	54,317	1,691	55,636	1,712	56,981
八幡浜・大洲圏	203	2,440	211	2,670	213	2,683	215	2,697
宇和島圏	289	5,395	298	5,675	299	5,681	300	5,701

(居宅介護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	2,501	41,202	2,560	41,142	2,597	41,894	2,638	42,269
宇摩圏	131	1,788	150	2,100	160	2,240	170	2,380
新居浜・西条圏	365	6,818	366	6,833	370	6,915	374	7,005
今治圏	326	4,641	324	4,261	325	4,445	331	4,241
松山圏	1,251	21,595	1,283	21,447	1,303	21,780	1,322	22,101
八幡浜・大洲圏	169	1,880	172	1,921	173	1,928	174	1,936
宇和島圏	259	4,480	265	4,580	266	4,586	267	4,606

(重度訪問介護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	80	26,198	84	27,993	86	28,979	88	30,003
宇摩圏	3	294	3	300	3	300	3	300
新居浜・西条圏	3	789	3	845	3	845	3	845
今治圏	0	0	2	480	2	480	2	480
松山圏	69	24,067	72	25,139	74	26,125	76	27,149
八幡浜・大洲圏	3	352	2	429	2	429	2	429
宇和島圏	2	696	2	800	2	800	2	800

(同行援護)

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	498	10,332	565	13,167	570	13,178	575	13,538
宇摩圏	24	258	25	275	28	308	31	341
新居浜・西条圏	73	1,423	79	1,813	80	1,838	81	1,861
今治圏	86	2,553	91	3,009	91	2,956	91	3,254
松山圏	261	5,729	309	7,614	309	7,614	309	7,614
八幡浜・大洲圏	26	150	30	161	31	167	32	173
宇和島圏	28	219	31	295	31	295	31	295

(行動援護)

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	59	556	65	731	70	755	74	783
宇摩圏	10	58	12	90	14	105	17	125
新居浜・西条圏	30	308	35	374	36	383	37	391
今治圏	9	30	7	51	9	51	9	51
松山圏	5	102	5	117	5	117	5	117
八幡浜・大洲圏	5	58	6	99	6	99	6	99
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

※重度障害者等包括支援について、圏域別の表は省略しています。

②日中活動系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の自立生活への支援や社会参加を促進するため、市町と連携し、日常生活や就労に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス等の充実を図るとともに、施設における日中生活支援や介護者のレスパイト等に必要となるサービスを確保します。

〔生活介護〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,834	75,089	3,908	77,498	3,942	78,063	3,971	78,822
宇摩圏	223	4,060	240	4,200	250	4,300	260	4,550
新居浜・西条圏	651	12,956	655	12,957	657	12,996	659	13,036
今治圏	486	9,666	499	10,009	509	10,230	516	10,524
松山圏	1,586	30,055	1,615	31,825	1,622	31,963	1,629	32,100
八幡浜・大洲圏	477	9,984	484	10,121	487	10,160	490	10,198
宇和島圏	411	8,368	415	8,386	417	8,414	417	8,414

〔自立訓練（機能訓練）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	16	271	24	428	24	430	24	430
宇摩圏	0	0	1	20	1	20	1	20
新居浜・西条圏	0	0	2	30	2	30	2	30
今治圏	8	161	9	165	9	167	9	167
松山圏	8	110	10	185	10	185	10	185
八幡浜・大洲圏	0	0	2	28	2	28	2	28
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

〔自立訓練（生活訓練）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	116	1,564	127	1,789	134	1,888	142	1,998
宇摩圏	35	446	40	520	45	585	50	650
新居浜・西条圏	10	233	11	253	12	272	13	296
今治圏	39	578	40	638	40	638	40	638
松山圏	27	287	29	326	30	341	32	362
八幡浜・大洲圏	5	20	7	52	7	52	7	52
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

〔就労移行支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	225	3,678	257	4,396	278	4,725	300	5,085
宇摩圏	24	412	25	430	25	430	25	430
新居浜・西条圏	30	397	34	473	37	514	40	555
今治圏	27	547	30	600	33	660	35	690
松山圏	113	1,842	124	2,171	137	2,409	151	2,666
八幡浜・大洲圏	22	361	31	540	33	530	36	562
宇和島圏	9	119	13	182	13	182	13	182

〔就労継続支援（A型）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,449	28,055	1,507	29,951	1,522	30,342	1,542	30,646
宇摩圏	38	776	45	850	49	930	53	1,010
新居浜・西条圏	203	4,136	198	4,019	198	4,020	198	4,021
今治圏	133	2,688	145	2,750	145	2,850	150	2,862
松山圏	945	17,941	985	19,681	995	19,871	1,005	20,062
八幡浜・大洲圏	53	970	55	1,021	56	1,041	57	1,061
宇和島圏	77	1,594	79	1,630	79	1,630	79	1,630

〔就労継続支援（B型）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	3,810	62,896	4,059	68,229	4,242	71,302	4,411	74,040
宇摩圏	197	3,252	220	3,630	245	4,040	269	4,440
新居浜・西条圏	470	7,555	500	8,000	522	8,352	524	8,384
今治圏	426	6,944	428	7,153	440	7,344	453	7,448
松山圏	1,865	29,745	2,042	33,754	2,150	35,548	2,264	37,441
八幡浜・大洲圏	474	9,067	486	9,287	501	9,578	515	9,852
宇和島圏	378	6,333	383	6,405	384	6,440	386	6,475

〔就労定着支援〕(単位：人分) ※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	84	116	156	202
宇摩圏	11	15	15	15
新居浜・西条圏	6	10	13	18
今治圏	36	36	50	70
松山圏	22	44	66	87
八幡浜・大洲圏	2	5	6	6
宇和島圏	7	6	6	6

〔療養介護〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	263	274	274	274
宇摩圏	21	21	21	21
新居浜・西条圏	34	34	34	34
今治圏	32	33	33	33
松山圏	90	96	96	96
八幡浜・大洲圏	43	45	45	45
宇和島圏	43	45	45	45

〔短期入所（福祉型）〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	446	3,366	592	3,931	608	4,034	629	4,147
宇摩圏	11	165	20	150	25	175	30	210
新居浜・西条圏	50	390	68	448	69	454	69	454
今治圏	13	111	15	137	17	164	19	182
松山圏	290	1,773	392	2,202	398	2,234	408	2,299
八幡浜・大洲圏	39	479	44	526	46	539	48	522
宇和島圏	43	448	53	468	53	468	55	480

〔短期入所（医療型）〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	47	257	59	362	60	365	61	367
宇摩圏	0	0	1	5	1	5	1	5
新居浜・西条圏	6	28	7	36	7	36	7	36
今治圏	2	25	3	30	4	33	5	35
松山圏	36	190	38	234	38	234	38	234
八幡浜・大洲圏	1	1	5	12	5	12	5	12
宇和島圏	2	13	5	45	5	45	5	45

③居住系サービス

【事業実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、市町と連携し、地域における居住の場となる共同生活援助（グループホーム）の充実や自立生活援助の普及を図ります。

〔自立生活援助〕（単位：人分）

※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	3	19	22	27
宇摩圏	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	2	3	4
今治圏	0	2	3	5
松山圏	3	10	11	13
八幡浜・大洲圏	0	4	4	4
宇和島圏	0	1	1	1

〔共同生活援助（グループホーム）〕（単位：人分）

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	1,377	1,472	1,562	1,644
宇摩圏	63	75	80	90
新居浜・西条圏	168	177	196	204
今治圏	149	174	185	199
松山圏	603	640	686	730
八幡浜・大洲圏	188	196	203	209
宇和島圏	206	210	212	212

〔施設入所支援〕(単位：人分) 【圏域別：必要見込量(1ヶ月分)】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	2,095	2,088	2,077	2,067
宇摩圏	138	138	138	138
新居浜・西条圏	375	376	375	374
今治圏	298	296	293	292
松山圏	639	640	636	632
八幡浜・大洲圏	364	359	356	353
宇和島圏	281	279	279	278

④相談支援

【事業実施に関する考え方】

利用者の状態や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供できるよう、市町と連携し、相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成や利用支援などの相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔計画相談支援〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	3,202	3,455	3,657	3,856
宇摩圏	145	190	200	210
新居浜・西条圏	456	440	454	469
今治圏	365	452	512	563
松山圏	1,623	1,741	1,836	1,934
八幡浜・大洲圏	294	306	324	341
宇和島圏	319	326	331	339

〔地域相談支援(地域移行支援)〕(単位：人分)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	26	47	51	58
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	2	4	5	5
今治圏	0	3	6	10
松山圏	22	31	31	31
八幡浜・大洲圏	2	5	5	7
宇和島圏	0	1	1	2

〔地域相談支援（地域定着支援）〕（単位：人分） 【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	79	108	111	118
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	17	18	19	20
今治圏	0	3	4	6
松山圏	57	74	74	74
八幡浜・大洲圏	5	9	10	13
宇和島圏	0	1	1	2

（2）障害児通所支援等【県全域：必要見込量（1ヶ月分）】

サービス種別		2年度 (実績)	3年度	4年度	5年度
【障害児通所支援】					
児童発達支援	人日分	10,362	11,985	12,303	12,579
	人分	1,423	1,673	1,722	1,772
医療型児童発達支援	人日分	0	16	16	16
	人分	0	3	3	3
放課後等デイサービス	人日分	31,307	34,519	37,138	40,001
	人分	2,927	3,124	3,317	3,528
保育所等訪問支援	人日分	43	102	120	141
	人分	36	64	77	91
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	57	71	89
	人分	1	11	14	18
【障害児入所支援】					
福祉型障害児入所施設	人分	59	61	61	61
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	人分	44	44	44	44
【障害児相談支援】					
障害児相談支援	人分	817	982	1,082	1,200
【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】					
コーディネーター配置 人数	人	49	26	27	34

※単位は次のとおりです。

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人分：月間の利用人数

※障害児入所支援の見込量には、障害児入所措置の見込量を含んでいます。

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

①障害児通所支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、サービスの充実を図ります。

〔児童発達支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,423	10,362	1,673	11,985	1,722	12,303	1,772	12,579
宇摩圏	113	548	135	640	140	670	145	690
新居浜・西条圏	240	1,763	281	2,016	286	2,028	293	2,036
今治圏	238	2,383	249	2,630	254	2,752	257	2,838
松山圏	639	5,086	802	6,063	833	6,206	866	6,364
八幡浜・大洲圏	105	269	116	297	118	302	120	306
宇和島圏	88	313	90	339	91	345	91	345

〔医療型児童発達支援〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	0	0	3	16	3	16	3	16
宇摩圏	0	0	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	0	1	10	1	10	1	10
今治圏	0	0	0	0	0	0	0	0
松山圏	0	0	1	4	1	4	1	4
八幡浜・大洲圏	0	0	1	2	1	2	1	2
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

〔放課後等デイサービス〕

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	2,927	31,307	3,124	34,519	3,317	37,138	3,528	40,001
宇摩圏	334	2,135	360	2,400	380	2,600	400	2,800
新居浜・西条圏	676	6,028	734	6,889	799	7,547	872	8,291
今治圏	358	4,822	391	5,580	431	6,341	473	7,089
松山圏	1,234	15,198	1,290	16,356	1,350	17,287	1,419	18,348
八幡浜・大洲圏	181	1,892	195	2,007	204	2,115	210	2,210
宇和島圏	144	1,232	154	1,287	153	1,248	154	1,263

〔保育所等訪問支援〕

【圏域別：必要見込量（1ヶ月分）】

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	36	43	64	102	77	120	91	141
宇摩圏	0	0	3	6	4	8	5	10
新居浜・西条圏	15	15	21	25	26	30	31	35
今治圏	6	6	12	14	16	20	20	24
松山圏	11	17	17	40	20	45	23	51
八幡浜・大洲圏	4	5	11	17	11	17	11	17
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	1	4

〔居宅訪問型児童発達支援〕 ※平成30年4月創設

圏域	2年度(実績)		3年度		4年度		5年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1	1	11	57	14	71	18	89
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	0	0	1	5	1	5	1	5
今治圏	0	0	2	8	3	12	5	20
松山圏	1	1	5	17	7	27	9	37
八幡浜・大洲圏	0	0	2	24	2	24	2	24
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

②障害児入所支援

【事業実施に関する考え方】

障害児入所施設（福祉型、医療型）に入所、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対し行う保護、日常生活の指導及び知識技能の付与の支援、治療を行うサービスについて、県が申請に基づき、必要となる給付費を支給します。

また、被虐待児の入所等に適切に対応できるよう、必要な定員の確保を図ります。

【県全域】（単位：人分）

サービス種別	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
福祉型障害児入所施設	59	61	61	61
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	44	44	44	44

③障害児相談支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族が身近な地域で安心して生活するため、市町と連携し、全ての障害児通所支援等の利用者が適切な相談支援を受けることができるよう相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔障害児相談支援〕(単位：人分) 【圏域別：必要見込量(1ヶ月分)】

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	817	982	1,082	1,200
宇摩圏	78	83	88	93
新居浜・西条圏	264	294	338	399
今治圏	96	130	150	168
松山圏	255	330	351	374
八幡浜・大洲圏	61	73	83	93
宇和島圏	63	72	72	73

④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【事業実施に関する考え方】

医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受け、安心して生活するためには、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働して支援体制を構築する必要があります。各市町において、支援を調整し、総合的な支援の提供につなげる相談支援専門員等のコーディネーターの設置を推進する必要があるため、県では、必要な専門性を有するコーディネーターを養成し、市町の取組みを支援します。

設置見込量は、市町において支援ニーズ等を踏まえて設定しています。

〔医療的ケア児支援コーディネーター〕(単位：人)

圏域	2年度(実績)	3年度	4年度	5年度
県全域	49	26	27	34
宇摩圏	6	1	1	1
新居浜・西条圏	10	5	5	6
今治圏	4	2	2	2
松山圏	19	10	11	13
八幡浜・大洲圏	6	5	5	8
宇和島圏	4	3	3	4

(3) 発達障がい者等に対する支援

【事業実施に関する考え方】

発達障がい者等が身近な地域で必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、「愛媛県発達障がい者支援指針」に基づき、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域の課題を共有するとともに、ライフステージを通じて切れ目なく、家族を含め、地域の身近な場所で受けられる総合的かつ重層的な支援体制を整備することとしています。

支援の見込量は、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）の活動実績、市町や関係機関との役割分担と連携等を踏まえて設定します。

項目		3年度	4年度	5年度
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	2	2	2
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	3,600	3,600	3,600
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	450	470	490
地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	80	80	80
発達障がい者支援センター及び地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	50	50	50
ペアレントメンターの人数	人	54	54	54

3 障害福祉サービス等の必要量確保の方策

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

(1) 事業者の新規参入の促進

市町や関係機関等と連携し、障害福祉サービス等の利用状況や、今後の利用見込み等サービスに関する情報を広く提供するとともに、新規事業者が参入しやすい方策を検討する等、障がい者（児）の立場に立ち、熱意を持って支援にあたる事業者の新規参入を促進します。

(2) 共生型サービス提供事業所の拡大

介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進

します。

(3) 制度の周知及び関係機関の連携による利用促進

障がい者やその家族、関係機関等への制度の周知に努め、障害福祉サービス等の利用促進を図ります。

特に、障がい児支援については、県立子ども療育センター、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）等の支援拠点や、子育て支援担当部局及び特別支援学校等と連携し、サービスの利用促進を図ります。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

障害福祉サービス事業所等における防災計画の作成や避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。

障害福祉施設等の職員に対し、感染症に対する研修を実施するとともに、発生時にサービス提供を継続するため、事業所間の連携を含む応援体制の構築や人材確保を講じることに加え、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

4 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置

(1) 障がい福祉人材の確保、研修機会の充実・強化等

県福祉人材センター等の充実、強化等により有資格者の掘り起こし等、人材の確保に努めるとともに、障害福祉サービス従事者等の処遇改善や事業所の経営の安定に資するため、障害福祉サービス等報酬の加算取得を支援します。

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施し、人材の育成及びその資質の向上を図ります。

また、強度行動障がいや精神障がい、高次脳機能障害等の障がいの特性に応じた研修を実施し、従事する職員の資質の向上を図ります。

このほか、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。

(2) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。

また、障害福祉サービス事業者等に対する第三者評価の実施や障害福祉サービス等情報公表制度により、事業者が提供するサービスや従事者の資質の向上を図ります。

指定相談支援事業者による相談支援が適切かつ公平に行われるよう、県障がい者自立支援協議会等において、相談支援の状況についての検討や評価を行います。

(3) 障がい者（児）の権利擁護の推進、虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「児童虐待の防止等に関する法律」、「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例（家庭における絆見守り条例）」に基づき、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待防止・権利擁護セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組みます。なお、令和3年4月から、事業所の指定基準改正により、虐待防止に関する取組みが強化されます。

また、県障がい者権利擁護関係機関連携会議や県障がい者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

このほか、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。

(4) 障がい者（児）に対する差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例（愛媛県障がい者差別解消条例）」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。

障がいのある人に対する差別に関する相談窓口や差別の申立てに対する助言又はあっせんを行う障がい者差別解消調整委員会、関係機関の連携を強化する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に関する体制の整備を推進します。

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 地域生活支援事業等の実施

地域生活支援事業は、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施が可能とされています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援事業、広域的な対応が必要とされる事業、障害福祉サービス等の質の向上やその従事者の育成、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

なお、市町においては、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センターなどの生活に直結する身近なサービスを実施します。

2 地域生活支援事業等の種類及び量の見込み等

(1) 専門性の高い相談支援事業

【事業実施に関する考え方】

発達障がいや高次脳機能障害等の専門的な相談支援を必要とする分野においては、県発達障がい者支援センターの運営や高次脳機能障害支援普及事業等の実施等により対応します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 発達障がい者支援センター運営事業	1	800	1	800	1	800
2 障がい児（者）療育支援事業	14		14		14	
3 障害者就業・生活支援センター事業	6	4,900	6	4,900	6	4,900
4 高次脳機能障害支援普及事業	7	4,000	7	4,100	7	4,200

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

【事業実施に関する考え方】

手話通訳者等の養成研修及び派遣事業の実施により、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	3	60	2	40	3	60
2 要約筆記者養成研修事業	1	20	1	20	1	20
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	1	15	1	15	1	15
4 失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	1	15	1	15	1	15
5 意思疎通支援者派遣事業	32		32		35	
6 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	11		11		11	

(3) 広域的な支援事業

【事業実施に関する考え方】

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、県障がい者自立支援協議会において、相談支援体制の構築について検討を行うとともに、アドバイザーを市町等へ派遣し、市町の相談支援体制の整備を支援するほか、精神障がい者の地域生活を支援するため、広域調整事業を実施し、各関係機関が連携できる体制を各地域に構築します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数
1 障がい者相談支援体制整備推進事業（アドバイザー派遣人数）		20		20		20
2 県障がい者自立支援協議会（開催の有無）	有		有		有	
3 精神障害者地域生活支援広域調整事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業（協議会の開催見込数）	25		25		25	
イ 地域移行・地域生活支援事業（ヒアリング従事者見込み者数）		74		74		74

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

【事業実施に関する考え方】

良質な障害福祉サービス等の提供や公平で公正な障害支援区分の認定を行うため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等に従事する者やその指導者、障害支援区分の認定に携わる者に対し、研修機会を提供することにより、人材育成や資質向上を図ります。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	3	110	3	110	3	110
(1) 障害支援区分認定調査員研修	1	60	1	60	1	60
(2) 市町審査会委員研修	1	30	1	30	1	30
(3) 主治医研修	1	20	1	20	1	20
2 相談支援従事者研修事業	4	176	4	176	4	176
(1) 初任者研修	1	60	1	60	1	60
(2) 現任研修	1	60	1	60	1	60
(3) 専門コース別研修	1	50	1	50	1	50
(4) 主任相談支援専門員養成研修	1	6	1	6	1	6
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	6	800	6	800	6	800
(1) 基礎研修	2	250	2	250	2	250
(2) 実践研修	2	250	2	250	2	250
(3) 更新研修	2	300	2	300	2	300
4 居宅介護従業者等養成研修事業	20	200	20	200	20	200
5 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	1	46	1	46	1	46
6 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	1	22	1	22	1	22
7 手話通訳者指導者養成事業	1	1	1	2	1	1

8 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	1	100	1	70	1	100
9 強度行動障がい支援者養成研修事業	4	240	4	240	4	240
(1) 基礎研修	2	140	2	140	2	140
(2) 実践研修	2	100	2	100	2	100
10 精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	1	70	1	70	1	70
11 ピアサポーター養成(スキルアップ)研修事業	6	57	6	57	6	57
12 障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護研修)	1	150	1	150	1	150

(5) その他の事業

【事業実施に関する考え方】

県障がい者社会参加推進センターの運営や生活訓練等事業の実施、手話通訳者の設置等障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な各種の事業を実施します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 日常生活支援						
(1)オストメイト社会適応訓練事業	4	30	4	30	4	30
(2)音声機能障がい者発声訓練事業	40	380	40	380	40	380
(3)その他の生活訓練等事業	14	3,440	14	3,440	14	3,440
ア 視覚障がい者専門指導事業	3	2,400	3	2,400	3	2,400
イ 聴覚言語障がい者専門指導事業	3	900	3	900	3	900
ウ 視覚障がい者生活訓練事業	3	20	3	20	3	20
在宅視覚障がい者点字講習事業	1	5	1	5	1	5
視覚障がい者家庭生活訓練事業	1	5	1	5	1	5

	中途視覚障がい者歩行訓練事業	1	10	1	10	1	10
	I 難聴者相談訓練事業	5	120	5	120	5	120
2 社会参加支援							
	(1)手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1
	(2)字幕入り映像ライブラリー事業	1	60	1	60	1	60
	(3)点字広報等発行事業	1	500	1	500	1	500
	(4)点字即時情報ネットワーク事業	1	60	1	60	1	60
	(5)障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	1	60	1	60	1	60
	(6)県障がい者社会参加推進センター運営事業	1		1		1	
	(7)精神障がい者家族研修事業	1	100	1	100	1	100
	(8)身体障害者補助犬給付事業	1	1	1	1	1	1
	(9)奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	2	50	2	50	2	50
	(10)スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	16	405	19	2,905	16	405
	ア 県障がい者スポーツ大会開催事業	—	—	3	2,500	—	—
	イ 障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
	ウ 障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30
	(11)芸術・文化講座開催等事 (視覚障がい者文化祭・一般教養講座)	10	500	10	500	10	500

※ 3年度の「県障がい者スポーツ大会開催事業」は、新型コロナウイルス感染症予防のため休止し、規模を縮小し開催予定の全国大会への派遣選考記録会のみを実施します。また、5年度の数等は、次期愛媛県スポーツ推進計画で検討します。

(6) 特別支援事業

【事業実施に関する考え方】

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実に図るために必要な各種事業を実施します。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 意思疎通支援従事者資質向上特別支援事業	2	3	3	4	2	3
2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業	0	0	1	1	0	0

3 見込量確保のための方策

地域生活支援事業の必要見込量を確保するため、次のような取組みを行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）において、相談支援や発達支援、就労支援のほか、発達障がいへの理解を深めるための情報発信や研修会の開催、地域における関係機関のネットワークづくりへの支援など、発達障がい者等に対する総合的な支援に努めます。

障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、県立子ども療育センター等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。

福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面と生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において支援手法等に関する研修を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の肢体不自由などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）等の養成及び資質向上に努めるとともに、各種大会や会議等への派遣を支援

し、意思疎通支援の確保・充実を図ります。

(3) 広域的な支援事業

県障がい者自立支援協議会及び同協議会専門部会を設置し、障がい者等への支援体制の整備について協議、検討を行うとともに、相談支援従事者研修の実施等を通じて、県内の相談支援体制の充実・強化に努めているほか、市町地域自立支援協議会の機能強化及び活性化を図るため、引き続き、相談支援アドバイザーの派遣や地域の中核として活躍できる相談支援専門員を養成するなど、地域における相談支援体制の強化を図ります。

(4) サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施するとともに、特に、障がい児については、医療的ケア児等支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修を行います。

(5) その他の事業

障がい者等の日常生活や社会参加を促進するため、引き続き、各種事業を実施します。

第7章 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

1 障がい者スポーツの振興

スポーツは、障がい者にとって健康の保持増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、明るい希望と勇気を養うものであり、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしており、平成23年8月施行の「スポーツ基本法」の基本理念では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められています。

平成29年10月に本県で開催した第17回全国障害者スポーツ大会における成果や、近年注目されている障がいの有無にかかわらず一緒に楽しむことができるe-スポーツの推進など、障がい者スポーツを通じた障がい者の社会参加や活躍をさらに推進するため、次の取組みを行います。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 パラトップアスリート及び次世代パラアスリート支援者数(補助)		25		25		25
2 障がい者スポーツサポートバンク登録者数		200		200		200
3 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業【再掲】	16	405	19	2,905	16	405
(1)県障がい者スポーツ大会開催事業	—	—	3	2,500	—	—
(2)障がい者スポーツ講習事業	15	375	15	375	15	375
(3)障がい者スポーツ指導員養成事業	1	30	1	30	1	30

※3年度の「県障がい者スポーツ大会開催事業」は、新型コロナウイルス感染症予防のため休止し、規模を縮小し開催予定の全国大会への派遣選考記録会のみを実施します。また、5年度の人件等は、次期愛媛県スポーツ推進計画で検討します。

2 芸術文化活動の振興

芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

国においては、芸術文化活動の振興を図るため、平成30年6月に「障害者による

文化芸術活動の推進に関する法律」を施行、平成 31 年 3 月に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

本県では、令和元年 6 月に、障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、同年 10 月、12 月に初の取組みとなる「障がい者芸術文化祭」を開催しており、引き続き、障がい者の芸術文化活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を一層促進していくため、次の取組みを行います。

事業名	3年度		4年度		5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数	実施箇所	実利用者数
1 障がい者芸術文化祭（ステージ発表等）への出演者数	1	80	1	80	1	80
2 障がい者芸術文化祭（アート展）への出展数※	1	315	1	315	1	315
3 芸術・文化講座開催等事業（視覚障がい者文化祭・一般教養講座）【再掲】	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数を記載しています。

第8章 計画達成に向けての取組み及び達成状況の点検・評価等

1 計画達成に向けての取組み

(1) 総合的な取組み

県障がい者自立支援協議会や県障がい者社会参加推進センター、障害者雇用支援合同会議等において、関係団体や関係機関との連携強化を図り、市町と協力し、第6期計画及び第2期見込み計画の達成に向け総合的に取り組めます。

(2) 障がい者への理解の促進

障がい者の地域移行や一般就労への移行を促進するため、各種機会やメディアを広く活用し、広報・啓発を行うことにより、地域や企業における障がい者への理解の促進を図ります。

2 達成状況の点検・評価等

県障がい者施策推進協議会並びに県障がい者自立支援協議会において、第6期計画及び第2期見込み計画の目標値の達成状況や事業の実施状況等を点検・評価するとともに、計画達成方策等について検討を行います。

資 料

- 愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例
- 愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱
- 障がい者手帳所持者数
- 障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系
- 相談支援体制
- 障害福祉サービス等の概要
- 地域生活支援事業等の概要
- 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要



愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(任期：令和2年11月21日～令和4年11月20日)

選任部門	氏名	現職
学 経 験 識 者	秋山昌江	聖カタリナ大学教授
	西嶋真理子	愛媛大学医学部（看護学科）教授
	定松修一	愛媛県理学療法士会前会長
	黒田典生	日本精神科病院協会愛媛県支部長
障がい者・障がい 者自立及び社会 参加事業関係者	河内修二	愛媛県身体障害者団体連合会会長
	公原憲代	松山手をつなぐ育成会副会長
	大岩金司	愛媛県精神障害者福社会連合会会長
	笠松美智子	愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	長尾百合	愛媛県身体障害者施設協議会会長
	芳野 妙	社会福祉法人福角会「松山福祉園」園長
	堀尾寿之	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部愛媛障害者職業センター所長
行 関 係 政 者	丹下徳子	愛媛県立今治特別支援学校校長
	石川勝行	愛媛県市長会会長（新居浜市長）
	佐川秀紀	愛媛県町村会会長（砥部町長）
	高橋敏彦	愛媛県保健福祉部長

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿

(任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	秋 山 昌 江	聖カタリナ大学教授
障がい者 団体 関係者	西園寺 純 一	愛媛県身体障害者団体連合会副会長
	柴 田 徳 子	愛媛県手をつなぐ育成会理事
	喜 安 政 光	松山記念病院家族会「朝美会」 会長
	三 木 由紀子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会副会長
支援従事者	加 地 彰 子	特定非営利活動法人ふかふか 相談さぽーと「夢の種」 相談支援専門員
	五 島 裕 子	一般社団法人愛媛福祉研修協会
	丸 田 一 郎	愛媛県精神保健福祉士会顧問
	蒲 池 慎 一	愛媛県立みなら特別支援学校城北分校長
	井 手 浩 二	愛媛県社会福祉事業団 福祉工房いだい清風園長
関係行政 機関職員	若 宮 浩	今治市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長
	三 木 優 子	愛媛県中予保健所長

愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関する事。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関する事。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関する事。
- (4) 専門的分野における支援方策に関する事。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○障がい者手帳所持者数

1 県内障がい者手帳所持者数

(各年度末現在、単位：人)

年度	27	28	29	30	元
身体障害者手帳	62,561	62,155	61,879	61,485	60,734
療育手帳	13,044	13,461	13,998	14,389	14,809
精神障害者 保健福祉手帳	7,884	8,530	9,116	9,815	10,678
計	83,489	84,146	84,993	85,689	86,221

2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 等級別交付状況

(各年度末現在、単位：人)

年度	27	28	29	30	元
1・2級	34,118	34,048	33,802	33,453	34,043
3～6級	28,443	28,107	28,077	28,032	27,691
計	62,561	62,155	61,879	61,485	60,734

(2) 年齢別交付状況

(令和2年3月31日現在)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	921	1.5%
18歳～65歳	13,032	21.5%
65歳以上	46,781	77.0%
計	60,734	100%

(3) 障がい別交付状況

(各年度末現在、単位：人)

区 分	年度	27	28	29	30	元
視 覚 障 が い	1・2 級	3,492	3,426	3,645	3,393	3,351
	3～6 級	1,848	1,788	1,444	1,790	1,756
	計	5,340	5,214	5,089	5,183	5,107
聴覚又は平衡 機能障害	1・2 級	1,682	1,656	1,782	1,587	1,557
	3～6 級	3,411	3,430	3,493	3,553	3,562
	計	5,093	5,086	5,275	5,140	5,119
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障害	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,560	1,467	1,443	1,511	1,474
	計	1,560	1,467	1,443	1,511	1,474
肢体不自由	1・2 級	15,421	15,129	16,085	14,724	14,216
	3～6 級	31,248	30,328	29,290	30,493	29,750
	計	46,669	45,457	45,375	45,217	43,966
内 部 障 が い	1・2 級	13,749	13,992	14,703	14,010	14,047
	3～6 級	6,995	6,894	6,860	7,330	7,169
	計	20,744	20,886	21,563	21,340	21,216
合 計	1・2 級	34,344	34,203	36,215	33,714	33,171
	3～6 級	45,062	43,907	42,530	44,677	43,711
	計	79,406	78,110	78,745	78,391	76,882

※障がい重複する場合がありますため、合計は実所持者数とは一致しません。

3 療育手帳所持者の状況

(各年度末現在、単位：人)

	年度	27	28	29	30	元
18歳未満	重度(A)	919	916	890	882	904
	重度以外(B)	1,938	1,993	2,270	2,246	2,283
	計	2,857	2,909	3,160	3,128	3,187
18歳以上	重度(A)	4,703	4,781	4,814	4,884	4,948
	重度以外(B)	5,484	5,771	6,024	6,377	6,674
	計	10,187	10,552	10,838	11,261	11,622
合計	重度(A)	5,622	5,697	5,704	5,766	5,852
	重度以外(B)	7,422	7,764	8,294	8,623	8,957
	計	13,044	13,461	13,998	14,389	14,809

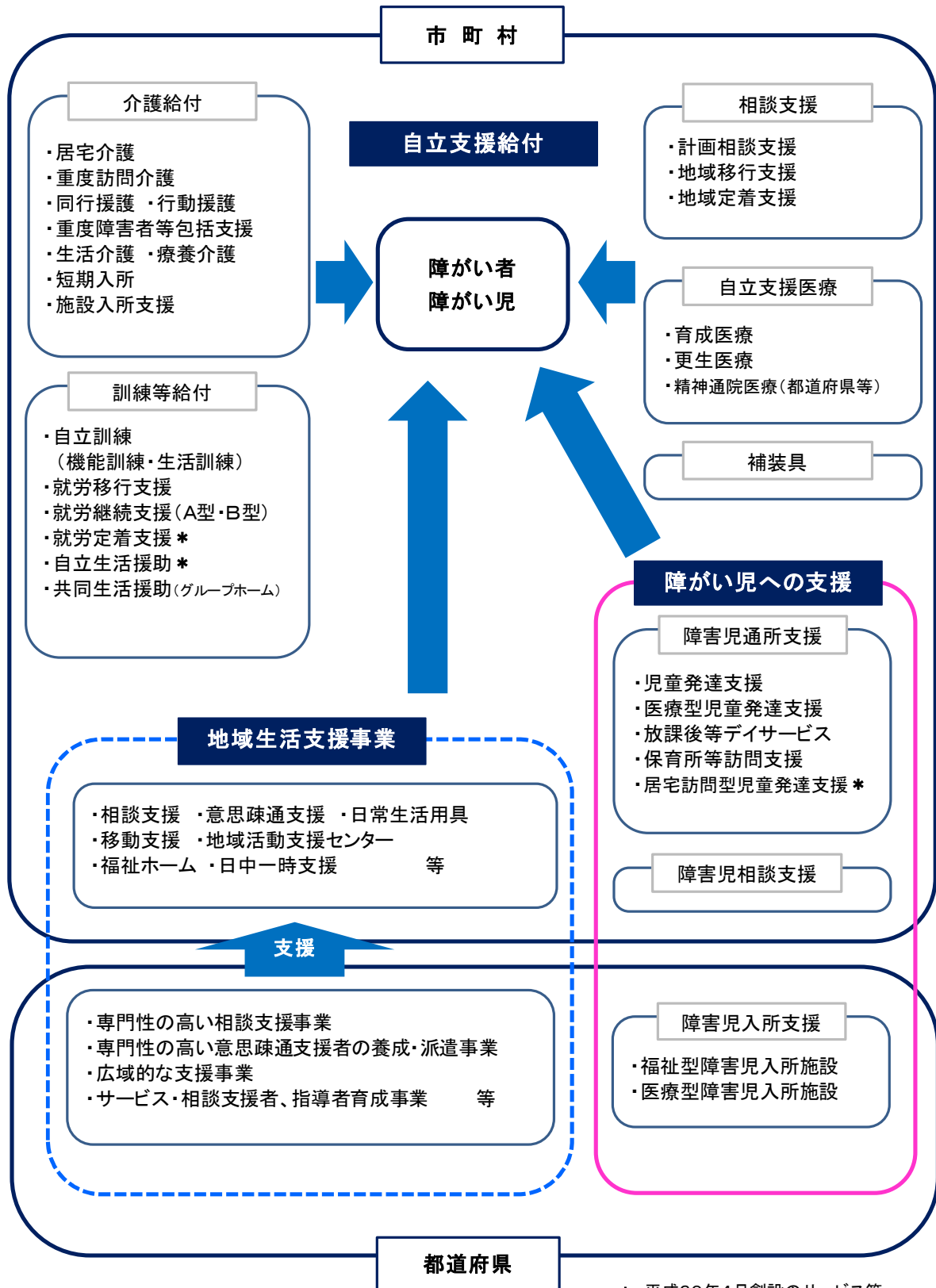
4 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

(各年度末現在、単位：人)

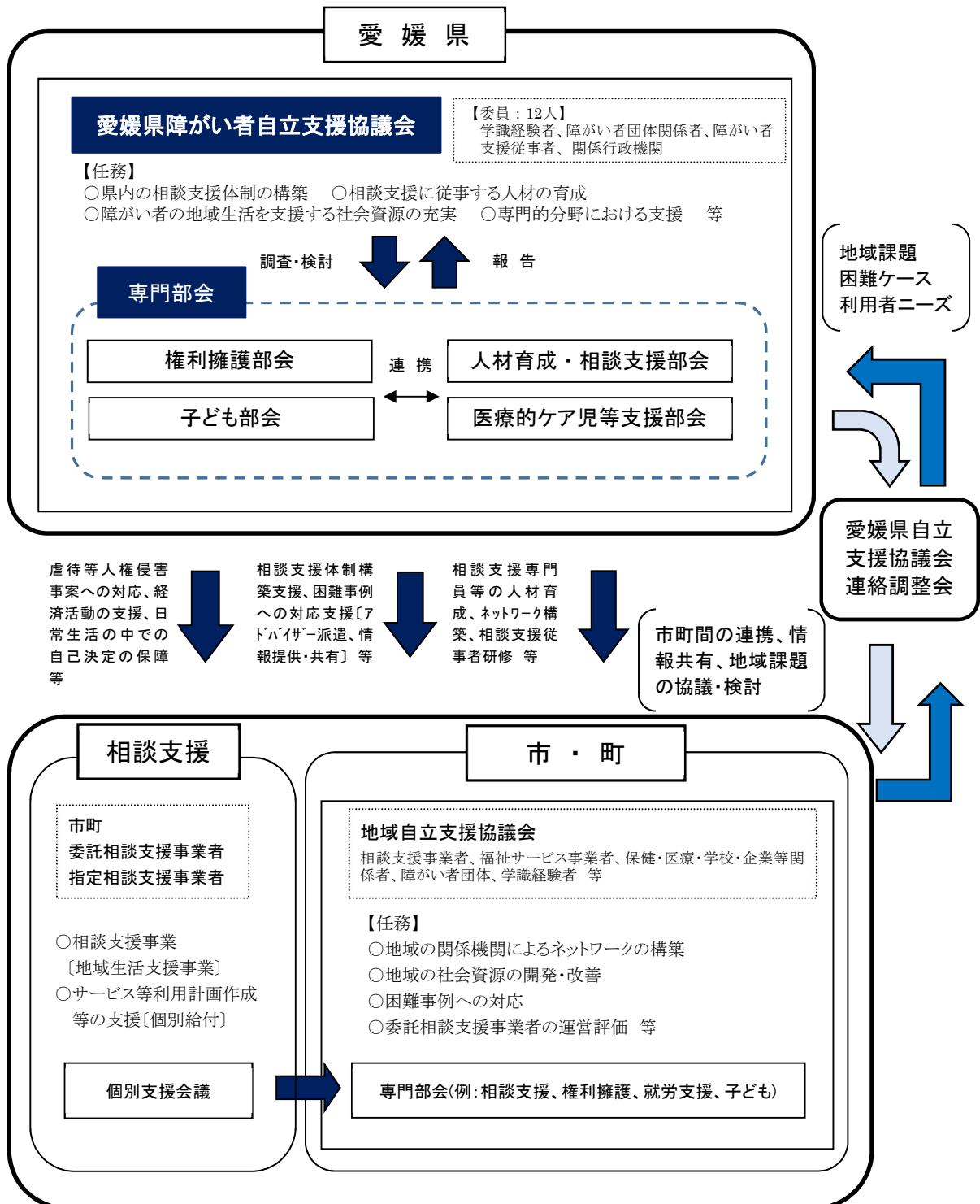
	年度	27	28	29	30	元
手帳所持者	1級	941	978	1,010	1,006	952
	2級	5,716	6,093	6,526	6,990	7,588
	3級	1,227	1,459	1,580	1,819	2,138
	計	7,884	8,530	9,116	9,815	10,678
精神科医療機関 入院患者数		3,881	3,806	3,644	3,637	3,559
精神科医療機関 通院患者数※		20,528	21,473	22,717	23,775	24,701

※精神科医療機関 通院患者数：自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系



相談支援体制



○障害福祉サービス等の概要

■障がい者への支援

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	障がい者等に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要の程度が著しく高い者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各障害福祉サービスを包括的に提供する。
【日中活動系サービス】	
生活介護	常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労及び生産活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間にわたり、就労を継続するために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対し、主として昼間に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行う。
短期入所	居宅において障がい者等の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
【居住系サービス】	
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により相談支援や必要な情報提供及び助言等の援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間、休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
【相談支援】	
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設に入所している障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他支援を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他支援を行う。

■ 障がい児への支援

区 分	サービスの内容
【障害児通所支援】	
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援等を行う。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
【障害児入所支援】	
福祉型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。
【障害児相談支援】	
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行う。

○地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
【専門性の高い相談支援事業】	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者等に対する総合的な支援を行うため、発達障がい者支援センターを設置し、相談支援や発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設・機関等に対する普及啓発等を行う。
障がい児（者）療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）や知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支援するため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導等を行う。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者に対し、就業面と生活面の支援を一体的に行うため、関係機関と連携し、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障がい者に対する支援を行うため、支援拠点機関を設置し、専門的な相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を行う。
【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】	
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者の役割や責務等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成研修を行う。
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者の役割や責務等を理解し、要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成研修を行う。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳と移動の介助を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成研修を行う。
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者の自立と社会参加を促進するため、失語症者のコミュニケーションの支援等を行う失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がいのある方とない方の意思疎通を支援するため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションと移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパーの派遣を行う。
【広域的な支援事業】	
障がい者相談支援体制整備推進事業	地域における相談支援体制を整備するため、相談支援に関するアドバイザーを市町に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、対応困難な事例についての助言等を行う。
県障がい者自立支援協議会	県下全域における相談支援体制を構築するため、県障がい者自立支援協議会を設置し、市町における相談支援体制整備方策の助言や相談支援従事者研修のあり方の協議等を行う。

【精神障害者地域生活支援広域調整事業】	
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため、県、市町、医療関係者、福祉関係者等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を開催する。
地域移行・地域生活支援事業	圏域ごとに、病状が軽快した患者によるピアサポーターを配置し、退院を希望する患者が抱える退院後の生活の不安を解消するための助言等を行う。
【サービス・相談支援者、指導者育成事業】	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害福祉サービス給付等の事務が、全国一律の基準に基づき、客観的で公平、公正に行われるよう障害支援区分認定調査員、市町審査会委員及び意見書を作成する医師を対象とした研修を行う。
相談支援従事者研修事業	相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、初任者及び現任者等を対象に、障がい者ケアマネジメントの手法等についての研修を行うとともに、地域の相談支援体制における中核的な役割を担う主任相談支援専門員を養成する研修を行う。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者としての必要な専門的知識と技術を取得するための養成研修等を行う。
居宅介護従業者等養成研修事業	障がい者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成研修を行う。
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、身体障がい者相談員等を対象とした研修を行う。
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
手話通訳者指導者養成事業	手話通訳者の養成に関する講師を育成する。
医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	医療的ケア児に関する事業所等における支援者や、各種支援を総合調整するコーディネーターの養成研修を行う。
強度行動障がい支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成研修を行う。
精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	障がい福祉分野と介護分野の双方で精神障がい者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を行う。
ピアサポーター養成(スキルアップ)研修事業	精神障がい当事者自身が、自らの体験に基づいて、長期入院精神障がい者等の支援を行うピアサポーターを養成するとともに、質の高いピアサポート活動に取り組むことができるよう養成(スキルアップ)研修を行う。

障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護 研修)	障がい者の権利擁護に係る県民の理解と障害福祉サービス施設管理 者等による主体的な取組みを促進するための研修を行う。
【その他の事業】	
《日常生活支援》	
オストメイト社会適応訓練 事業	疾病等により人工肛門、人工膀胱を造設した者に対し、ストマ用装 具の使用等について正しい知識を伝達するとともに、社会生活に必 要な基本的な事項について相談指導を行う。
音声機能障がい者発声訓練 事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、食道発 声、人工喉頭、電気発声の訓練を行う。
〔その他の生活訓練等事業〕	
視覚障がい者専門指導 事業	視覚障がい者専門指導員を設置し、視覚障がい者に対し、日常生活 の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
聴覚言語障がい者専門 指導事業	聴覚言語障がい者専門指導員を設置し、聴覚言語障がい者に対し、 日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
視覚障がい者生活訓練 事業	在宅の中途視覚障がい者に対し、指導員が居宅を訪問し、点字の修 得指導や家事・育児等の指導、歩行訓練等を行う。
難聴者相談訓練事業	中途聴覚障がい者を対象に、医師、聴能士等で構成する相談スタッ フが、県内各地で補聴器装用訓練を行うとともに、生活相談等を行 う。
《社会参加支援》	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、 手話通訳者を県視聴覚福祉センターに設置する。
字幕入り映像ライブラリー 事業	趣味、教養、記録・報道、ドラマ等各分野において、字幕又は手話 を挿入した貸出用ビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障がい者 からの申込みにより貸出しを行う。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字図書やカセ ットテープ、CDにより、「県民だより」や「愛媛のすがた」等を発 行する。
点字即時情報ネットワー ク事業	社会福祉法人日本盲人会連合会から毎日配信される情報を点字で 出力し、利用を希望する視覚障がい者、県視覚障害者協会、盲学校等 に郵送により提供する。
障がい者パソコンボラン ティア養成・派遣事業	障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、在宅の障がい者 に対しパソコンの使用方法等について支援を行うパソコンボラン ティアを養成するとともに、障がい者の個々の要望に応じボランテ ィアを派遣する。
県障がい者社会参加推進 センター運営事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体で構成す る県障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。

精神障がい者家族研修事業	精神障がい者に対する差別の解消と社会復帰への意欲の高揚を図るため、精神障がい者の家族や一般県民が一堂に会し、相互理解を深めながら精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行う。
身体障害者補助犬給付事業	身体障がい者の自立や社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	聴覚障がい者や視覚障がい者の社会参加を支援する点訳奉仕員等身体障がい者奉仕員を養成する。
〔スポーツ・レクリエーション教室開催等事業〕	
県障がい者スポーツ大会 開催事業	障がい者の社会参加を促進するため、陸上、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ、精神障がい者バレーボールを競技種目とする愛媛県障がい者スポーツ大会を開催する
障がい者スポーツ講習 事業	スポーツを通じて、身体障がい者の機能回復や健康増進を図るため、障がい者に適するスポーツのルール、実技等についての講習を行う。
障がい者スポーツ指導員 養成事業	障がい者スポーツの指導者を養成するため、障がい者スポーツ指導員の養成研修会を開催するとともに、各種研修会へ指導員を派遣する。
芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般 教養講座)	教養を高め、自立更生の意欲を助長するため、視覚障がい者文化祭や一般教養講座を開催する。
【特別支援事業】	
意思疎通支援従事者 資質向上特別支援事業	意思疎通支援従事者の養成に関する講師を育成するために、研修会の参加費用を助成する。
視覚障害者移動支援事業 従事者資質向上特別支援事業	視覚障がい者移動支援事業従事者の資質向上のために、研修会の参加費用を助成する。

○愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要

1 調査計画

【調査の目的】

本調査は、「第5次愛媛県障がい者計画」の策定、また、愛媛県及び市町の障がい者施策を計画的に進めるための検討資料を得ることを目的に、障がいのある方を対象に、障がいの状況、住まいや暮らし、保健、医療、就労などについての意識や福祉ニーズ等を把握するため実施した。

【調査対象】

本県に在住する障がい者手帳所持者及び難病と診断された方 2,000人

（ 身体障害者手帳所持者：1,300人、療育手帳所持者：300人
精神障害者保健福祉手帳：200人、難病と診断された方：200人 ）

【調査方法】

無作為抽出による郵送配布～郵送回収

（難病と診断された方は愛媛県難病等患者団体連絡協議会加盟団体を通じて調査）

【調査期間】 令和元年7～8月

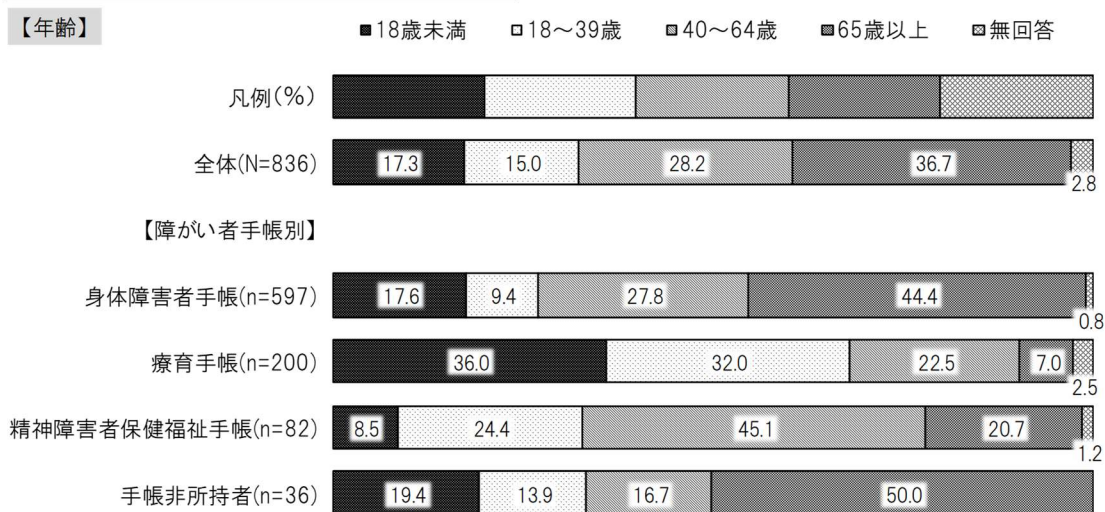
【回収結果】 配布数：2,000件 有効回収数：836件 有効回収：41.8%

2 調査結果

【調査結果を見る際の注意事項】

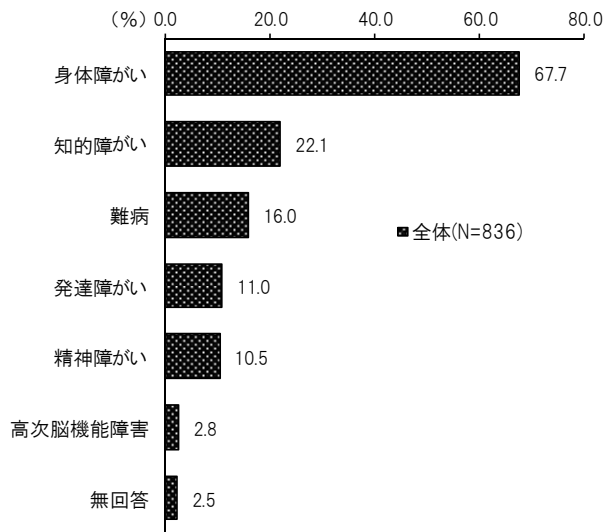
- ・図表に示すNは、比率算出上の基数（標本数）で、全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。
- ・集計は小数点以下第2位を四捨五入しており、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答が可能な質問（複数回答）の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・調査結果は抜粋のため、設問の表現を一部変更しています。

1. 年齢（令和元年6月1日現在）



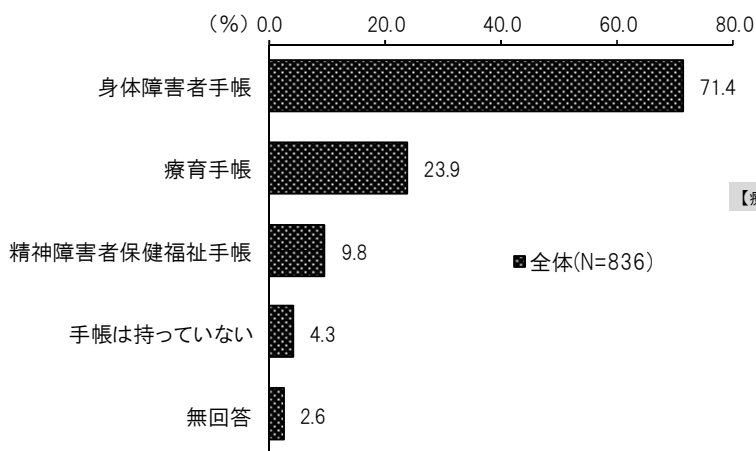
2. 障がいの種類

あなた（本人）の障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

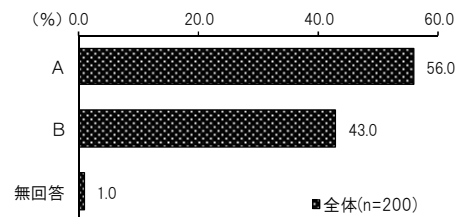


3. 障がい者手帳の種類

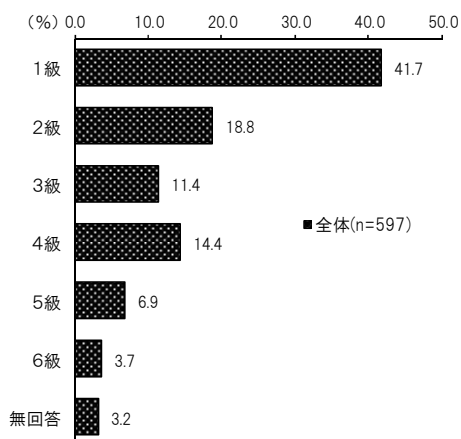
あなた（本人）が障がい者手帳をお持ちのときは、あてはまるものすべてに○をつけてください。



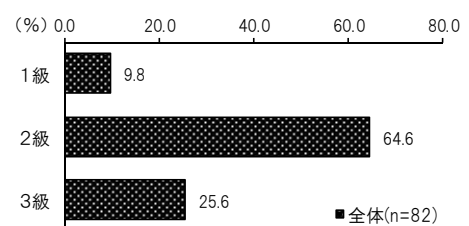
【療育手帳の種類】



【身体障害者手帳の種類】

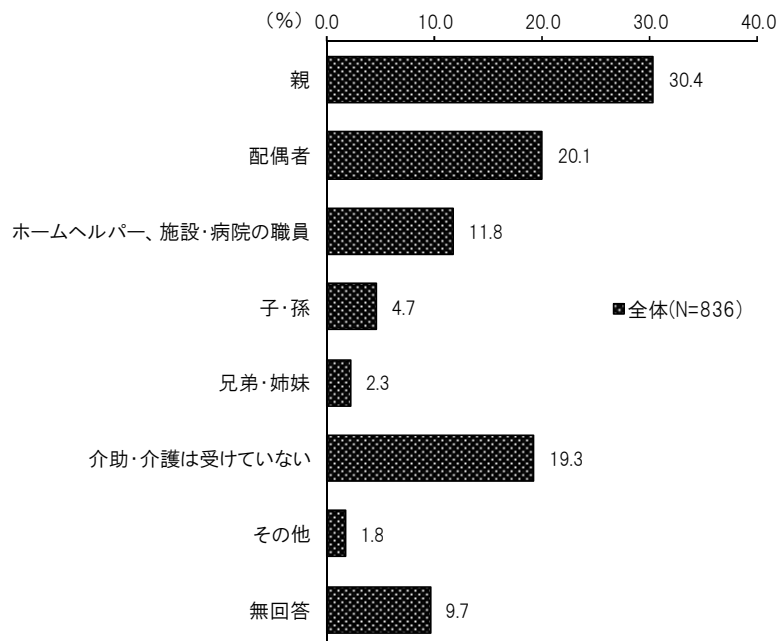


【精神障害者保健福祉手帳の種類】

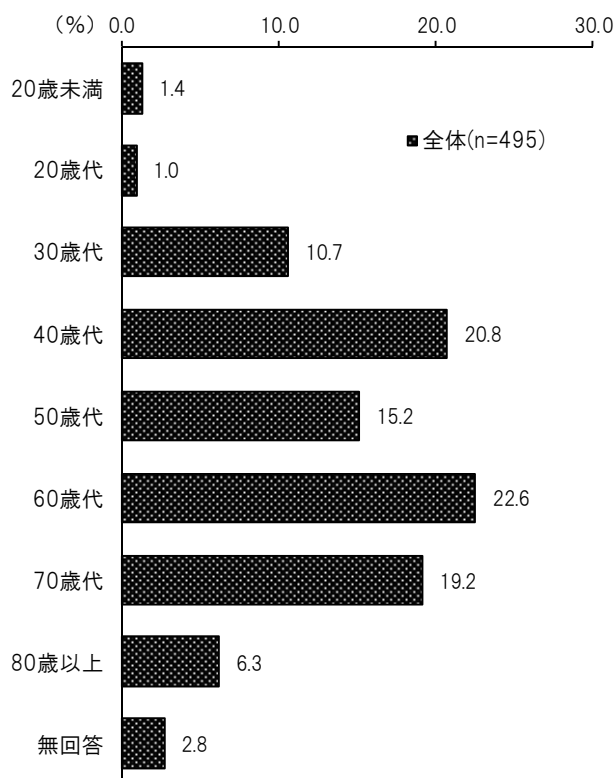


4. 主な介助者

あなた（本人）は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。主な方一人に○をつけてください。

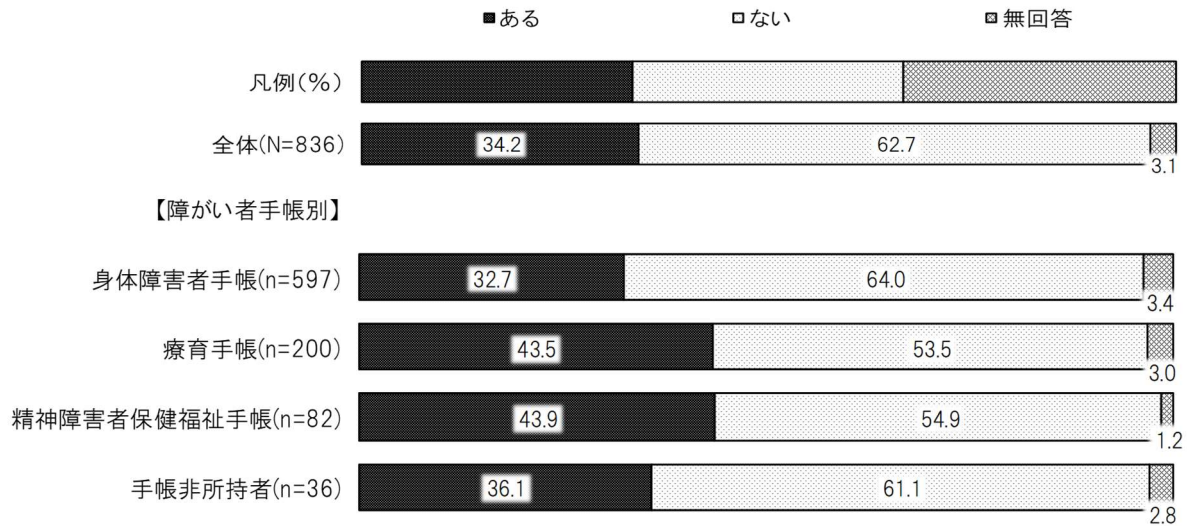


【配偶者、親、子・孫、兄弟・姉妹、その他と答えた方】
その方の年代（令和元年6月1日現在）について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



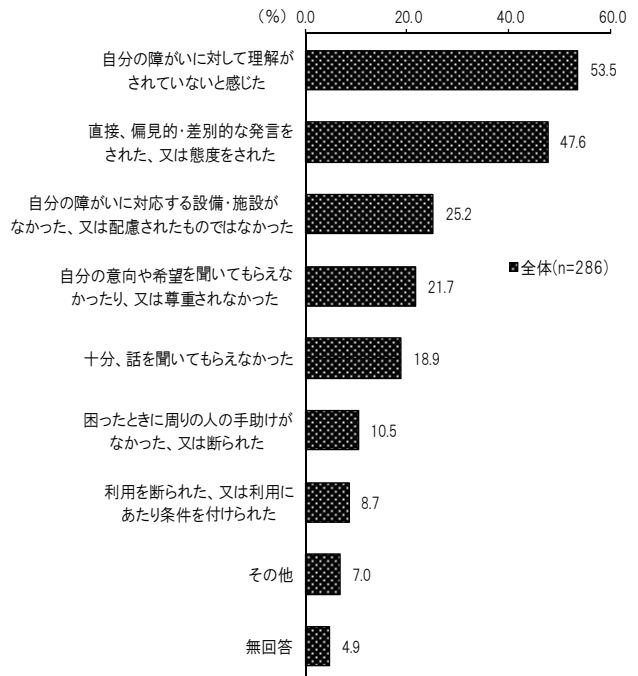
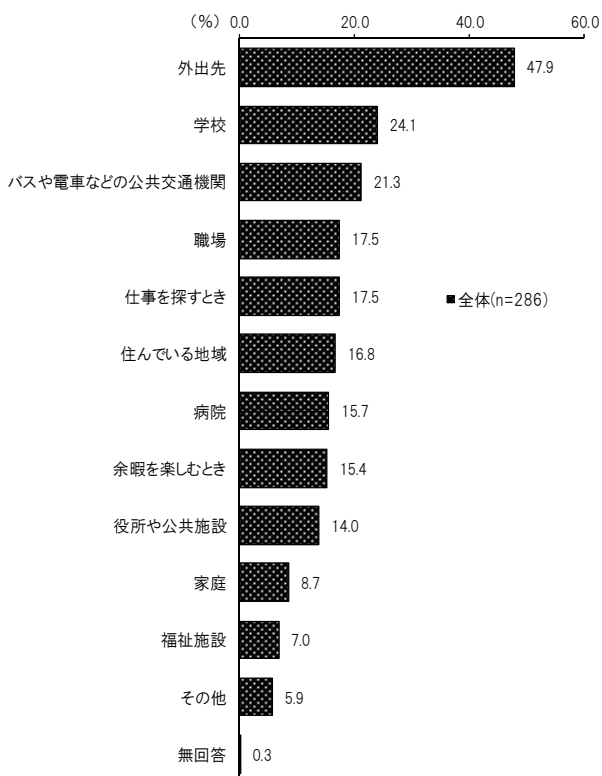
5. 障がい者の権利について

あなた（本人）は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



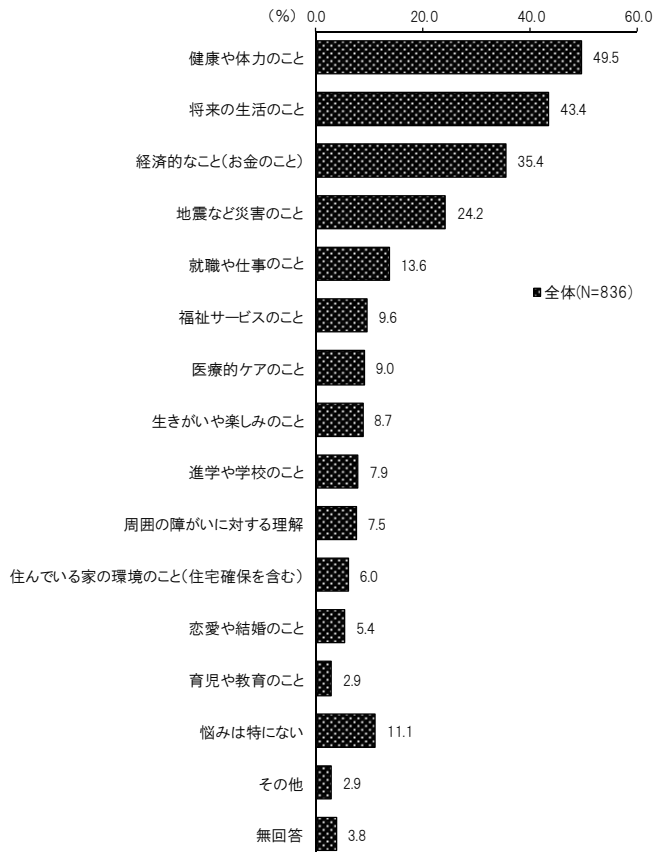
それは、どのような場所などで感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。

それは、どのような時に感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。

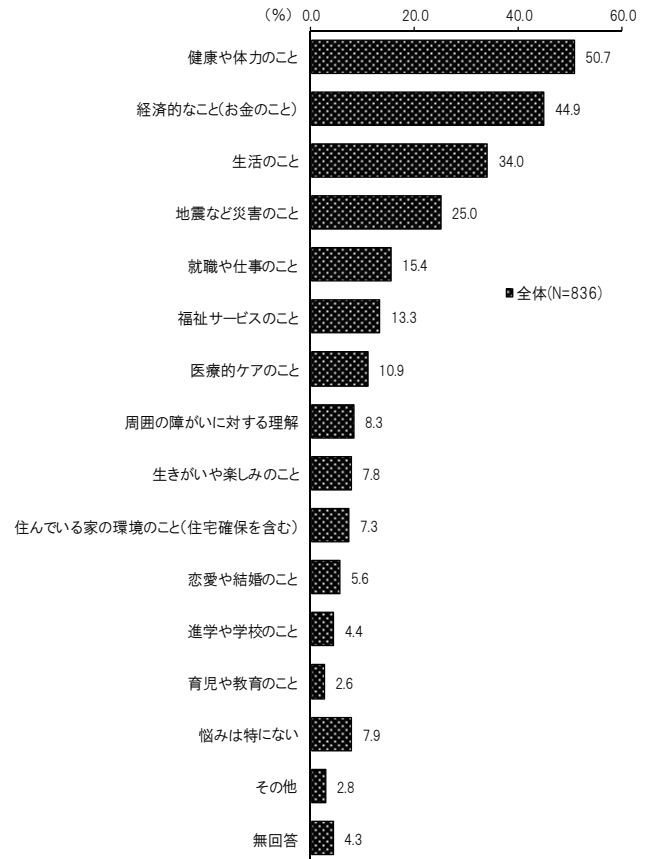


6. 現在の悩み事、将来への不安について

あなた（お答えくださる方）の現在の悩み事は何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。

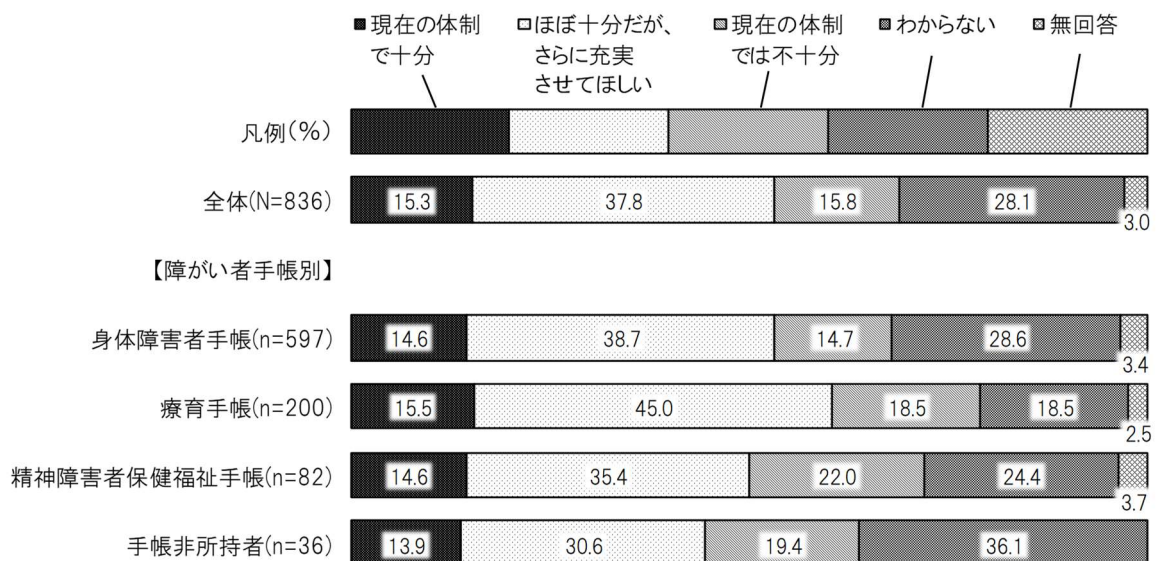


あなた（お答えくださる方）の将来について、不安に思うことは何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。

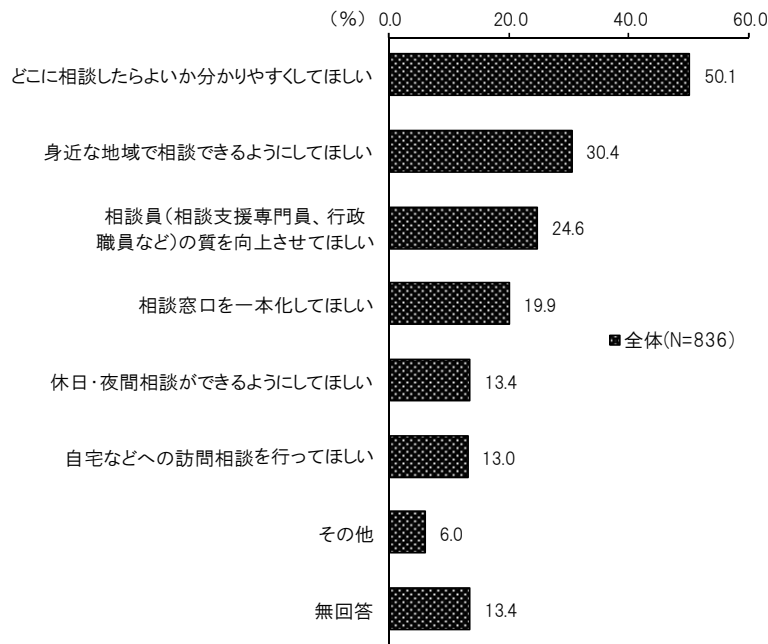


7. 福祉や生活に関する相談支援体制の充足度

福祉や生活に関する相談支援体制は、現在のあなたにとって十分ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



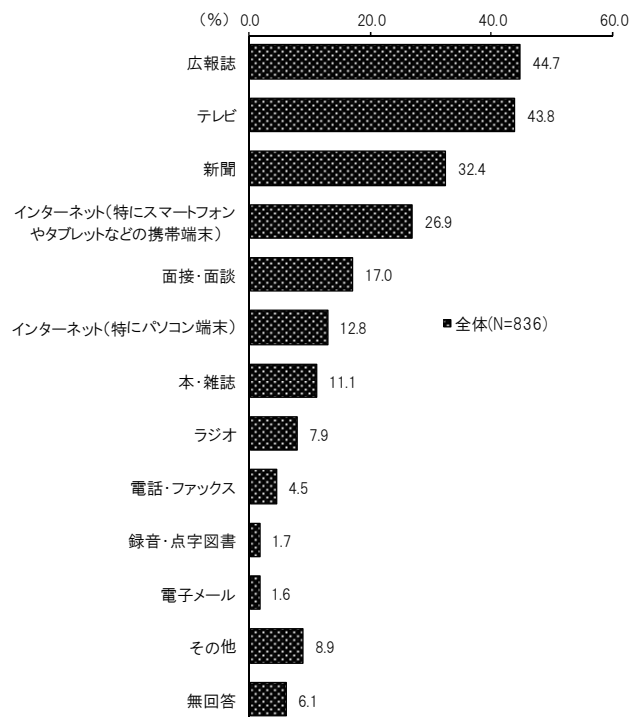
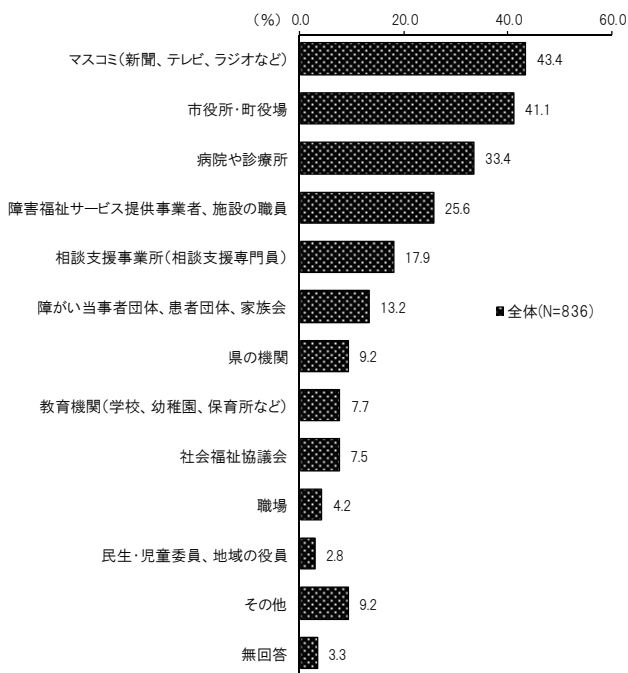
今後の福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。特に希望するものに3つまで○をつけてください。



8. 生活や福祉に関する情報提供・取得方法について

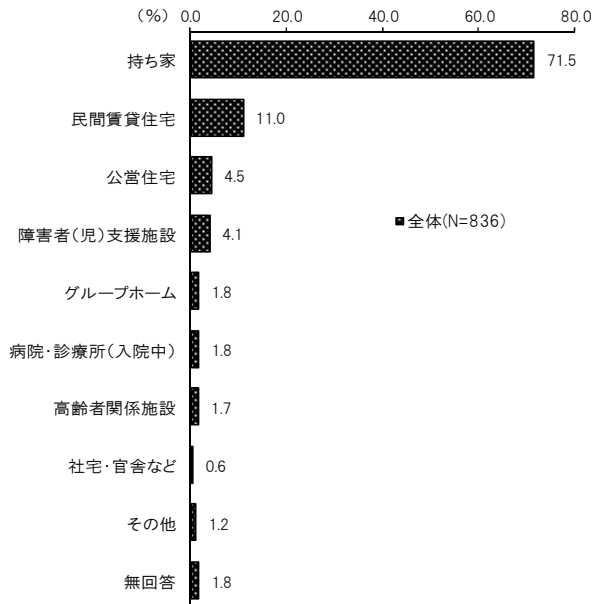
あなた（お答えくださる方）が日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どの機関が発信したり、誰から聞いたりする情報ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

その生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



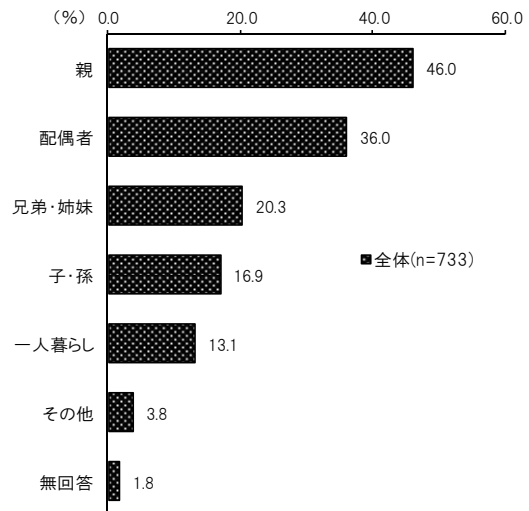
9. 暮らしについて

現在、あなた（本人）が生活している場所について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



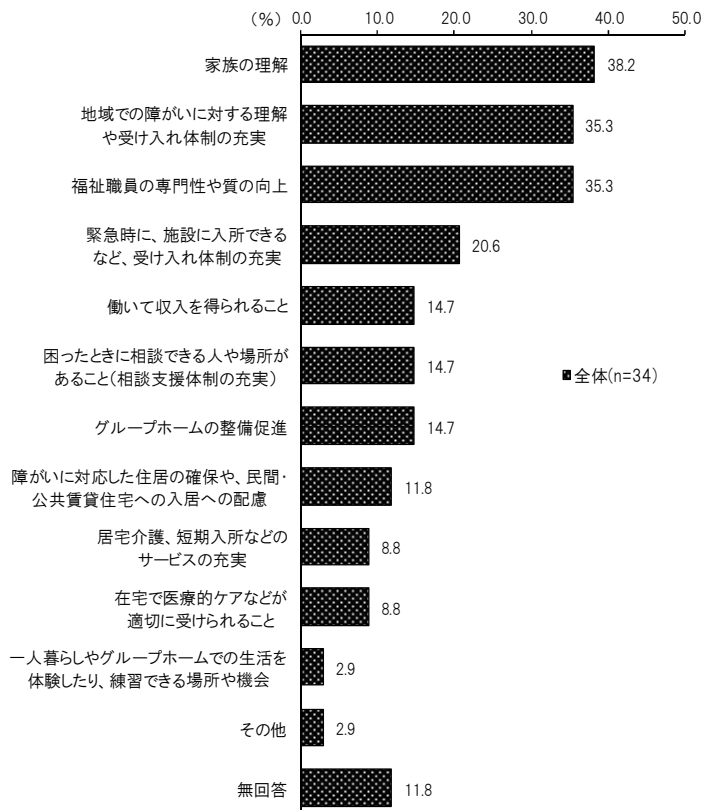
【持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅、社宅・官舎などと答えた方】

あなた（本人）は、誰と一緒に暮らしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



【「障害者（児）支援施設」と答えた方】

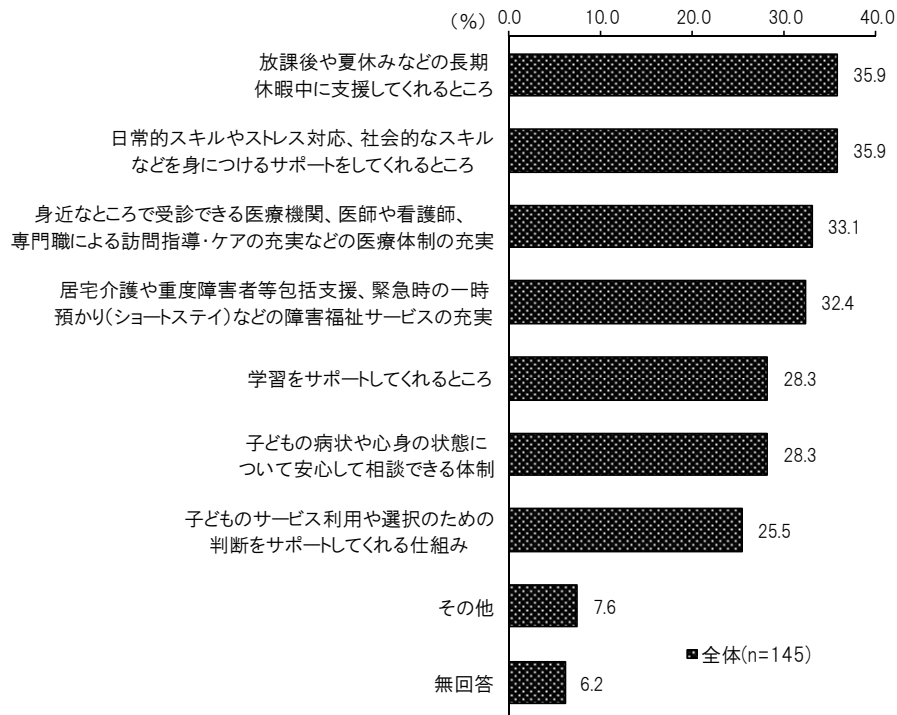
障害者（児）支援施設以外で暮らすためには、どのような支援があればよいと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



10. 療育・保育・教育について

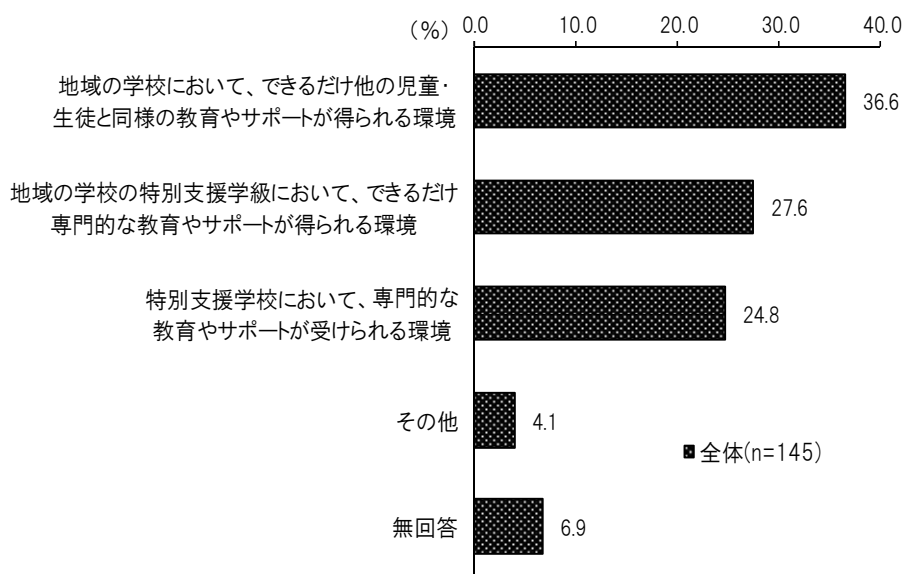
【障がい児（18歳未満）の保護者】

今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスは何ですか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



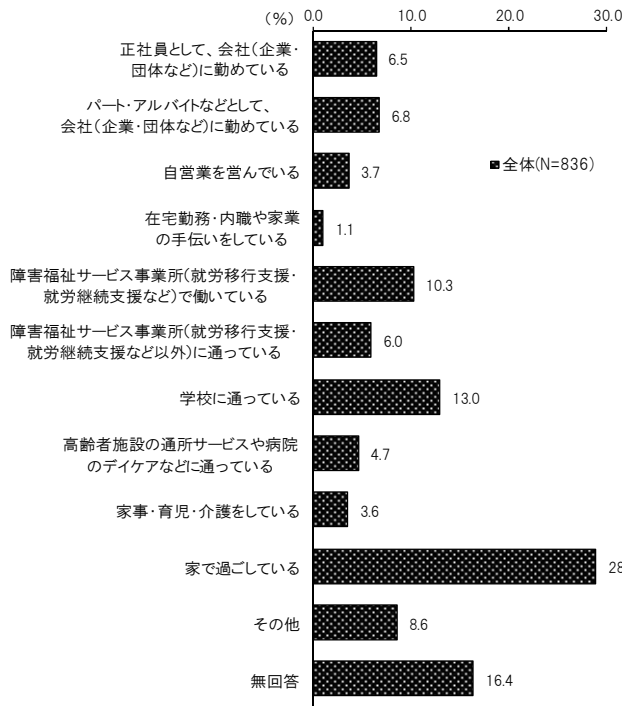
【障がい児（18歳未満）の保護者】

お子さんにとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか。もっとも重要なもの1つに○をつけてください。

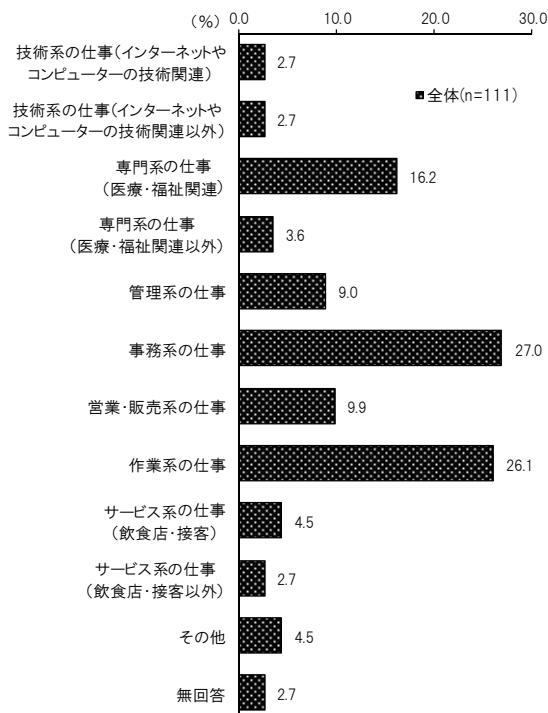


11 就労について

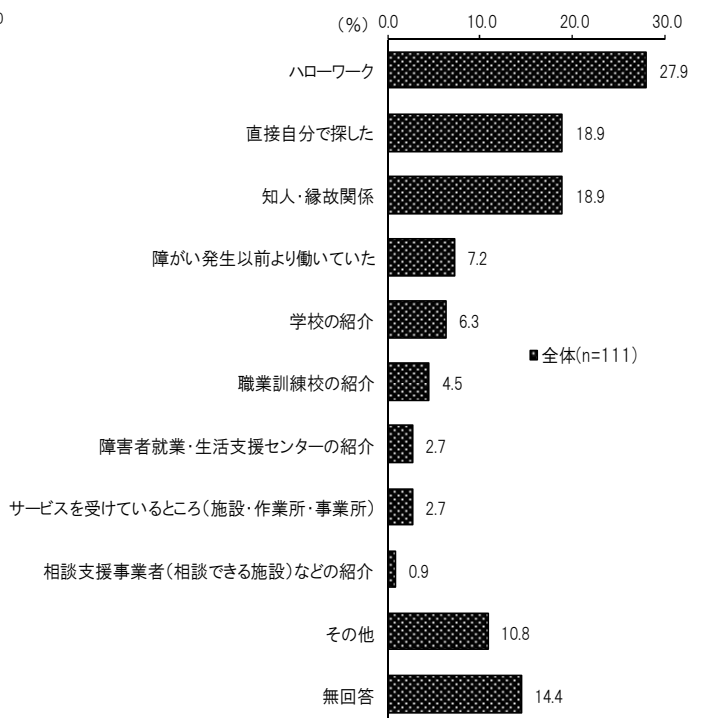
あなた（本人）は、日中の生活をどのように過ごされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



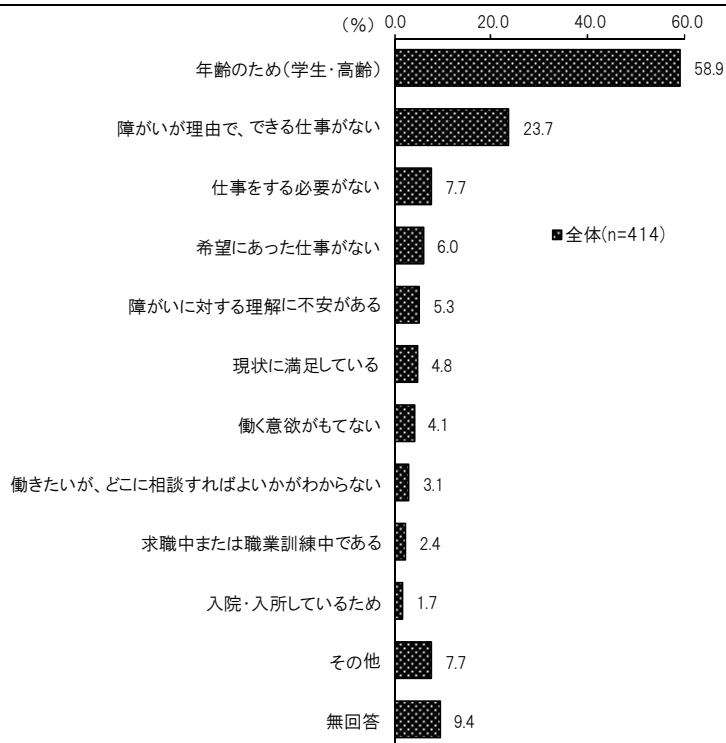
【正社員、パート・アルバイトと答えた方】
現在、あなた(本人)はどのような仕事をしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



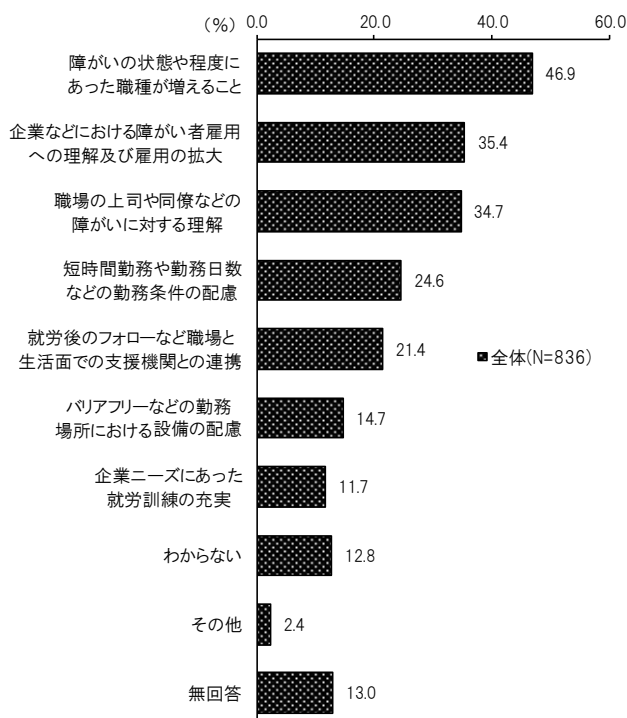
【正社員、パート・アルバイトと答えた方】
現在の仕事をどのようにして見つけれられましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



【障害福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援など以外）、学校、高齢者施設の通所サービスや病院のデイケア、家事・育児・介護、家で過ごすと答えた方】
 あなた（本人）が仕事をしていないのはどのような理由によりますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

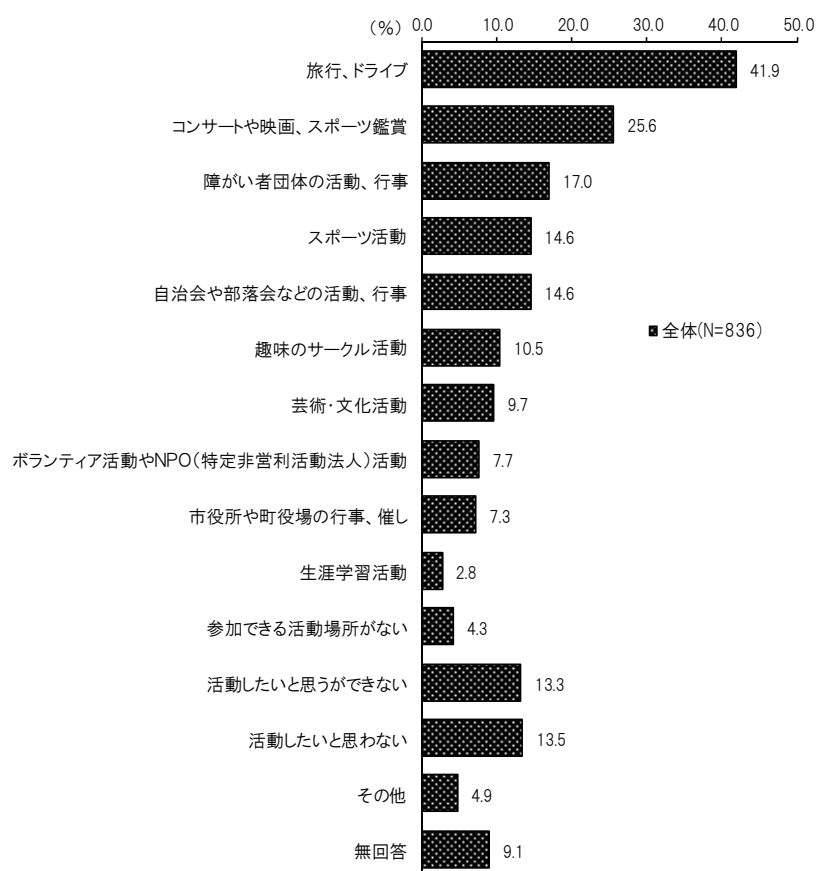


あなた(お答えくださる方)は、障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。

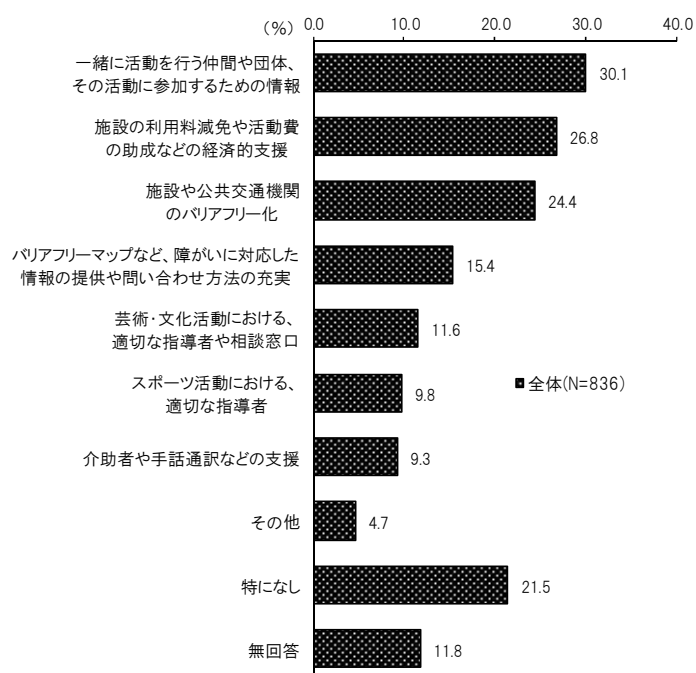


12. 社会参加などについて

この1年間に、あなた（本人）は、趣味やスポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

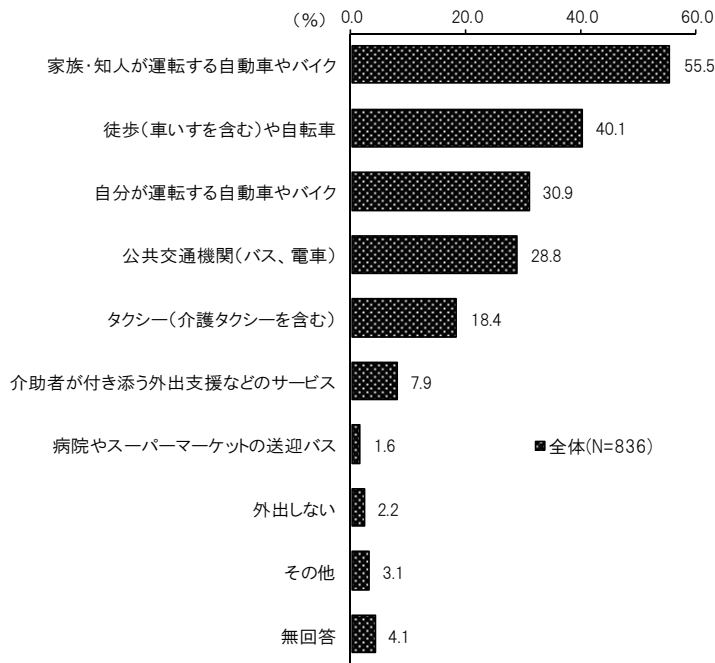


あなた（本人）は、どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。特にあてはまるものに3つまで○をつけてください。

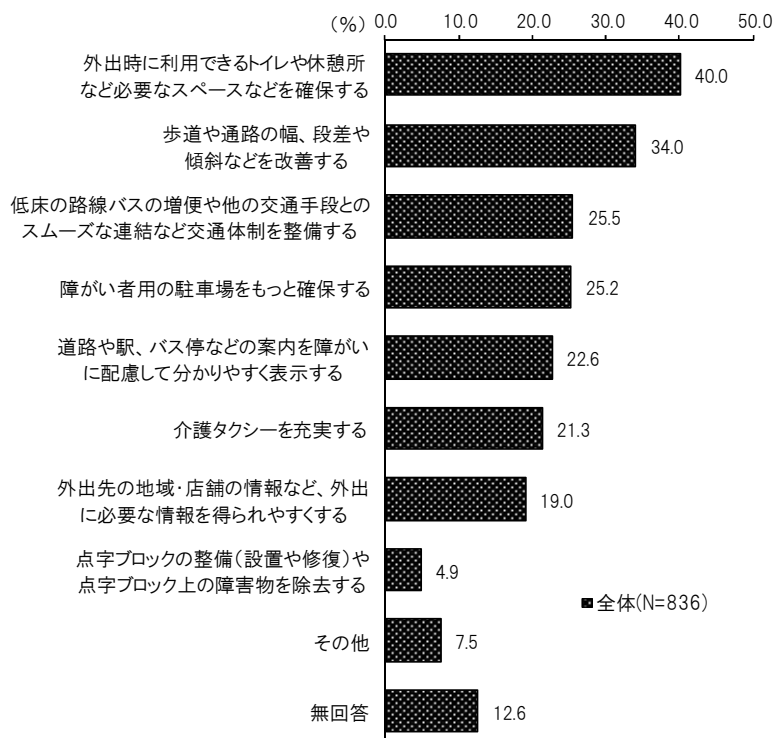


13. 外出について（手段、施設の改善要望）

あなた（本人）が外出する時の移動手段は何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。



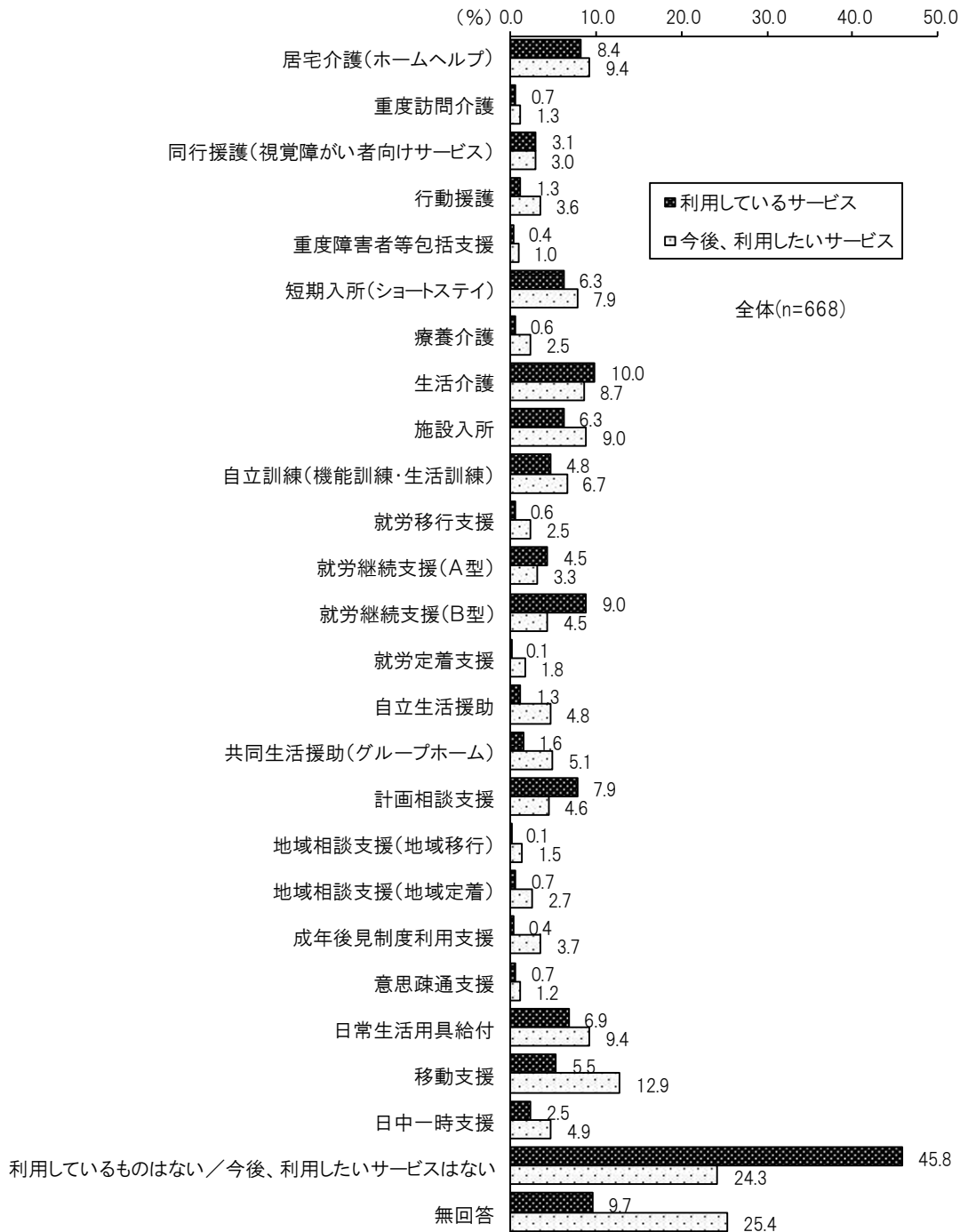
あなた（お答えくださる方）は、障がいのある方ご本人が外出する時に、街中の施設などをどのようにすれば外出しやすくなると思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



14. 障害福祉サービスの利用について

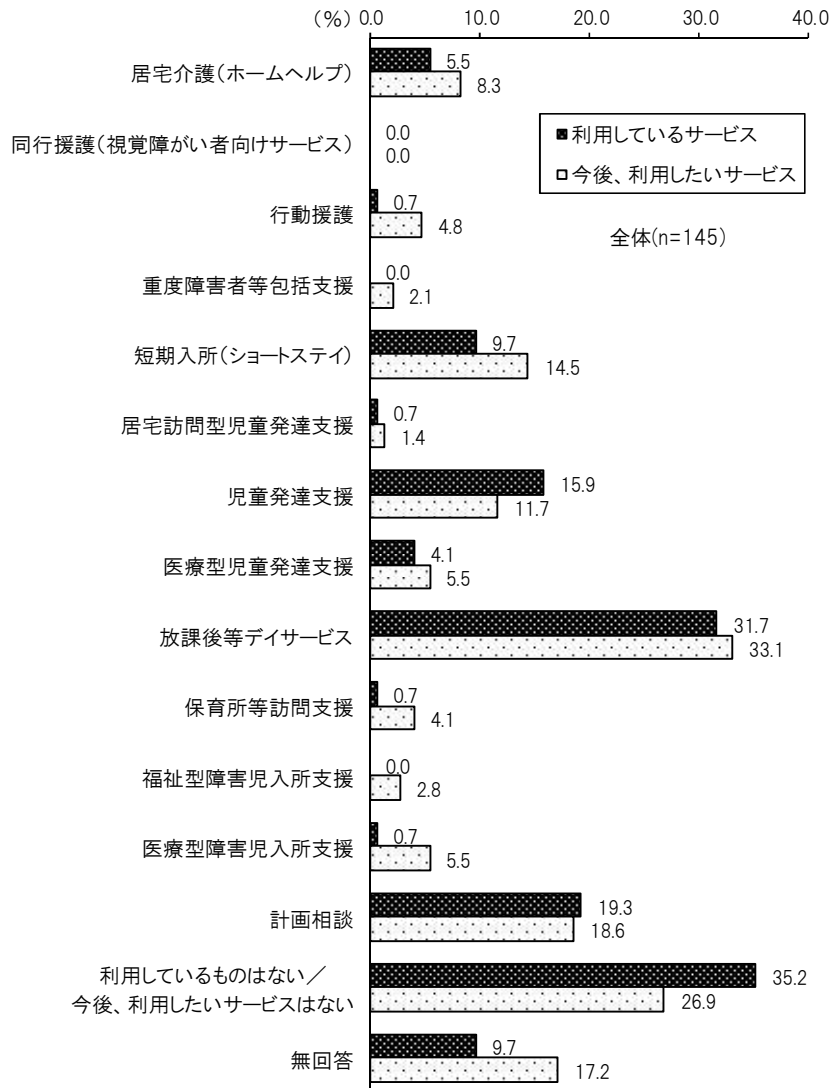
【18歳以上の方】

あなた（本人）は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



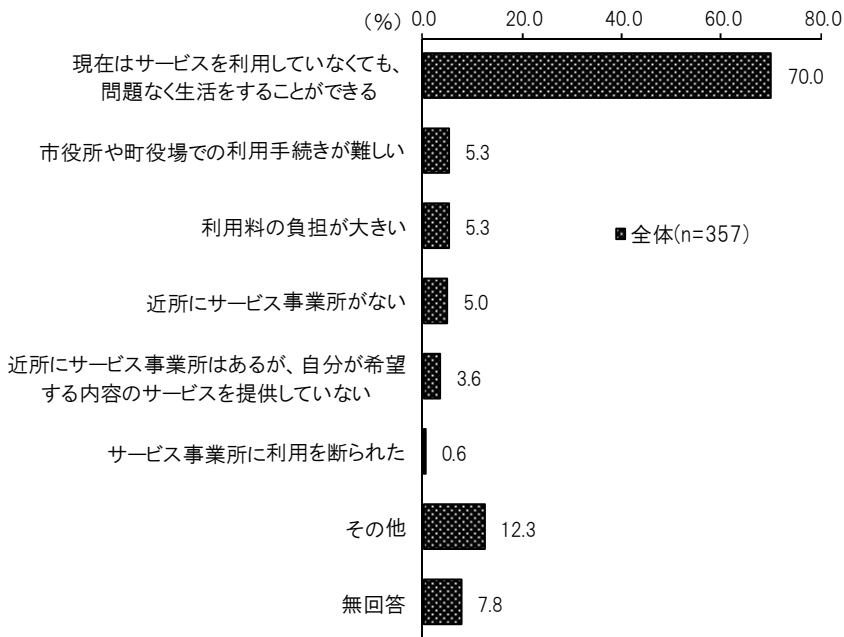
【18歳未満の方】

あなた（本人）は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



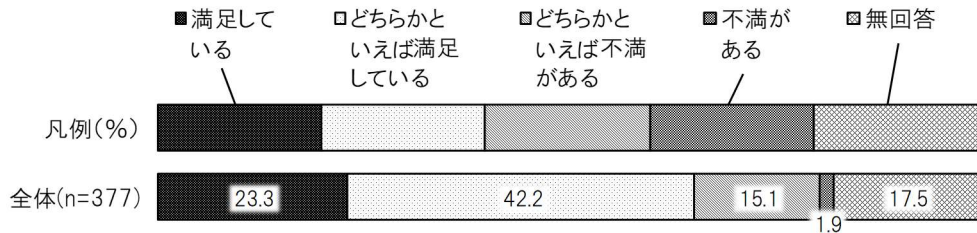
【現在、サービスを利用していないと答えた方】

現在、サービスを利用していないのは、なぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



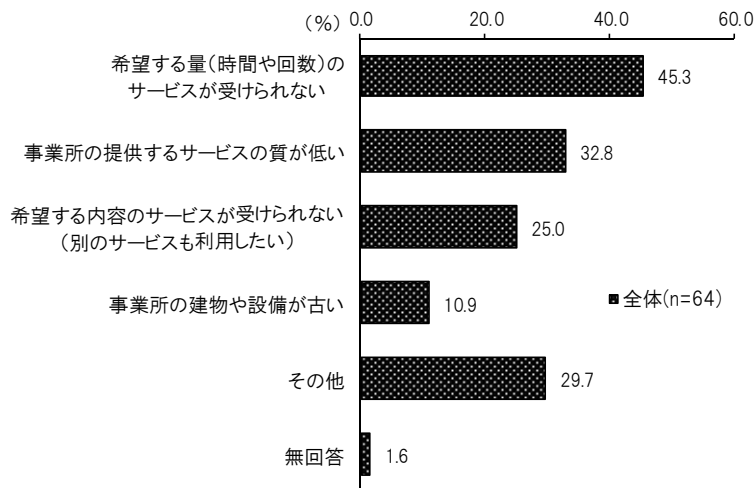
【利用していると答えた方】

利用しているサービスに満足していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



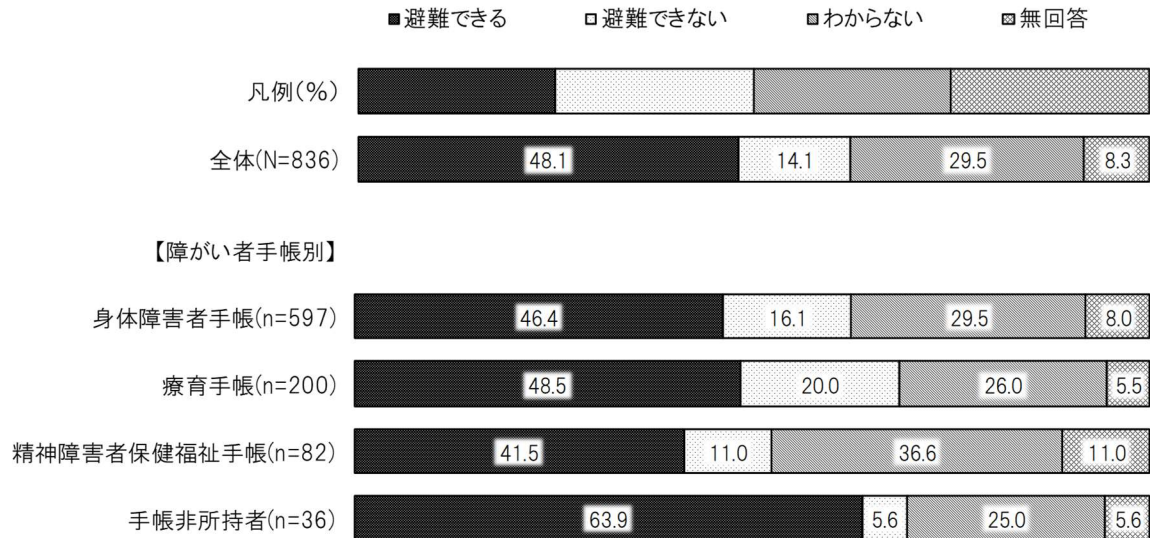
【不満と答えた方】

どのような点に不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

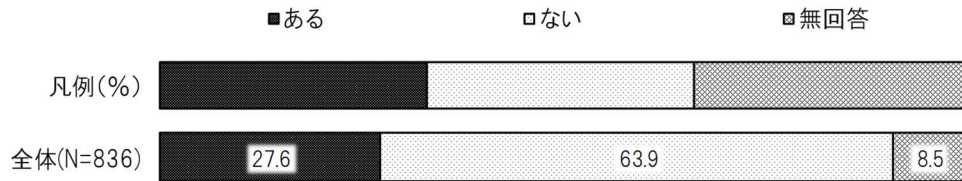


15. 災害対策について

地震や豪雨、台風などの災害時に、あなた（本人）は、一人で又は支援を受けながら、安全に避難できる環境にありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

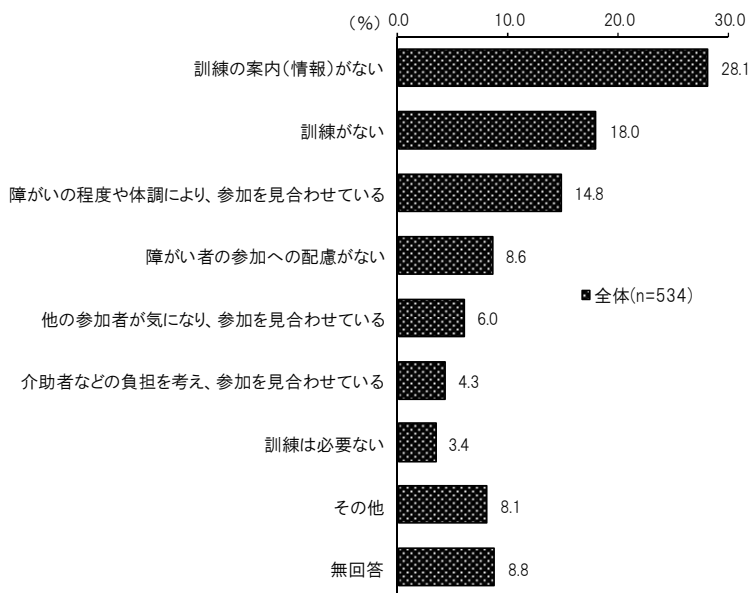


あなた（本人）は、これまで地域の避難訓練に参加したことがありますか。どちらかに○をつけてください。

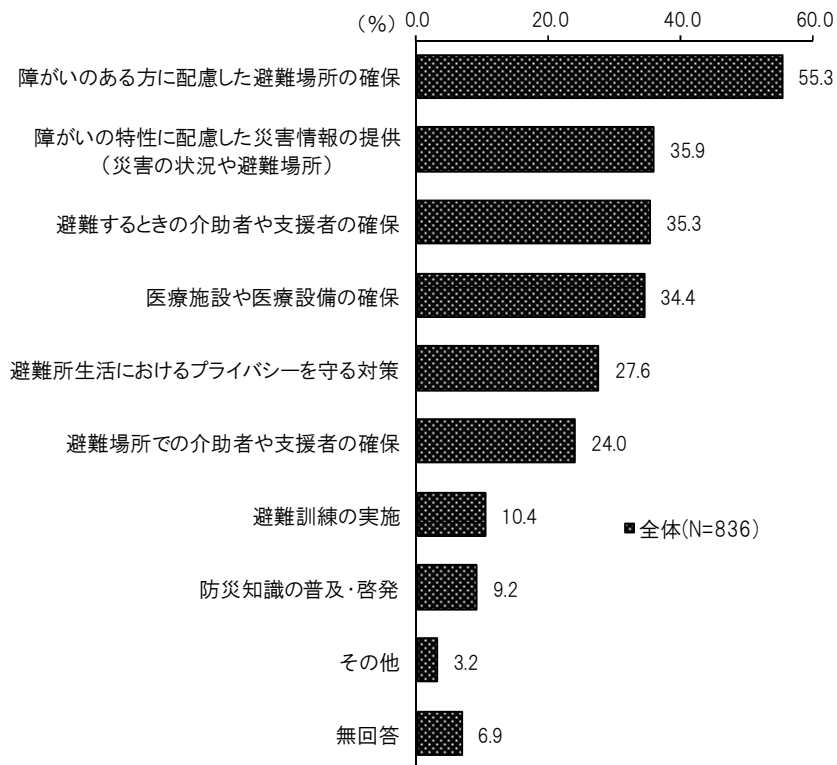


【訓練に参加したことがないと答えた方】

訓練に参加したことがない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

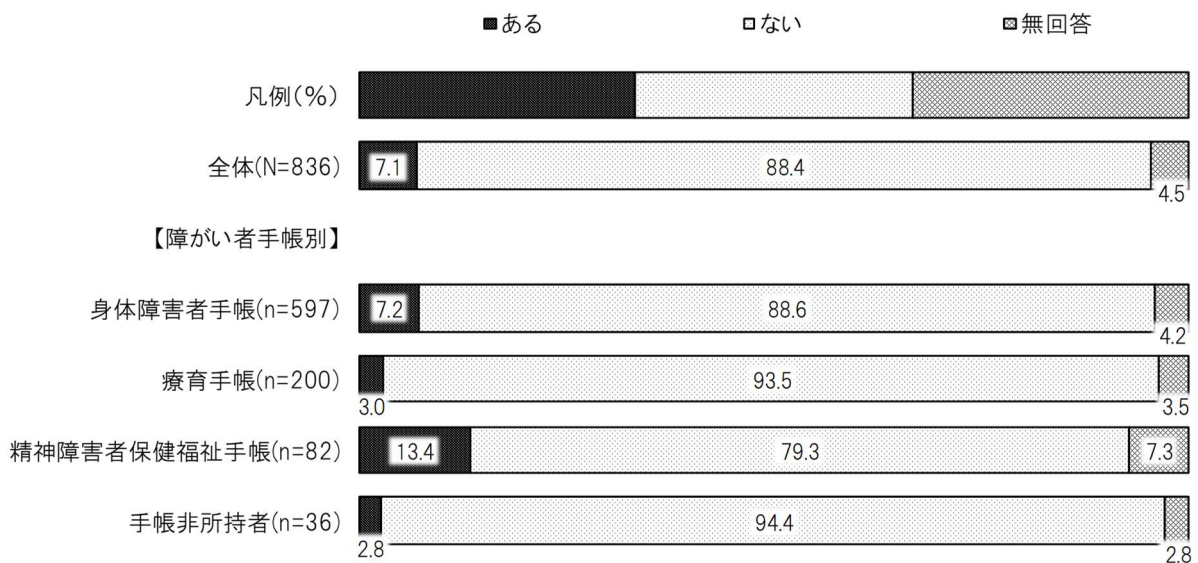


地震や豪雨、台風などの災害時に備えて必要な対策は、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



16. 消費者被害について

あなた（本人）は、これまでに悪質（悪徳）商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。どちらかに○をつけてください。



愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL (089) 912-2420
FAX (089) 931-8187
E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp



第6期愛媛県障がい福祉計画・第2期愛媛県障がい児福祉計画は、県のホームページに掲載しています。